

第 4 部

環境(公害)調査
と現況

第4部 環境（公害）調査と現況

第1章 公害苦情

第1節 苦情件数

平成28年度に本市で受理した公害苦情件数は、55件であった（大気、水質、騒音、振動、悪臭、その他、なお同一苦情については1件として数えた）。

種類別にみると、騒音が27件（49.1%）で最も多く、次いで悪臭10件（18.2%）、大気の7件（12.7%）、水質6件（10.9%）、振動3件（5.5%）、その他2件（3.6%）と続いている。

以下に月別の発生件数、規制対象別、用途地域別の表4-1-1、4-1-2、図4-1-1を示す。

表4-1-1 平成28年度月別公害苦情発生件数 (件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合(%)
大気	0	0	0	1	1	2	1	0	0	2	0	0	7	12.7
水質	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	0	1	6	10.9
騒音	0	2	4	7	2	3	2	2	0	3	0	2	27	49.1
振動	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3	5.5
悪臭	1	0	3	1	1	0	2	1	0	0	0	1	10	18.2
その他	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	3.6
合計	3	3	7	9	5	8	7	3	0	5	1	4	55	100.0

(重複を除いた件数)

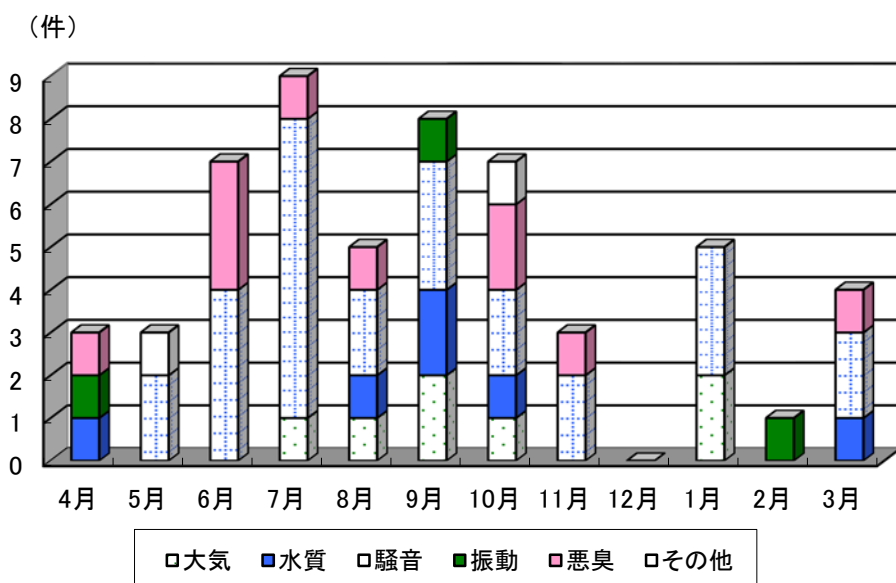


図4-1-1 平成28年度月別公害苦情発生件数

表 4-1-2 平成 28 年度公害苦情件数（規制対象及び用途地域別）

(件)

		法 令 根 拠				用 途 地 域								合 計
		法 律	条 例	な し	小 計	住 専 系	住 居 系	近 隣 商 業	商 業	準 工 業	工 業	そ の 他	小 計	
大 気	ば い 煙	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	燃 焼 不 適 物 の 焼 却	2	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	2	
	粉 じ ん	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	0	2	
	そ の 他	0	0	3	3	1	0	0	0	1	1	0	3	
	小 計	2	0	5	7	2	2	0	0	2	1	0	7	
水 質	工 場 ・ 事 業 場 排 水	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	6
	河 川 ・ 用 水	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5	5	
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計	0	0	6	6	0	0	0	0	1	0	5	6	
騒 音	工 場 ・ 事 業 場 騒 音	2	2	17	21	2	7	0	0	10	2	0	21	27
	建 設 作 業 ・ 資 材 置 場 騒 音	0	0	4	4	1	2	0	0	1	0	0	4	
	深 夜 営 業 騒 音	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	
	拡 声 器 騒 音	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	
	小 計	2	2	23	27	3	10	0	0	12	2	0	27	
振 動	工 場 ・ 事 業 場 振 動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	建 設 作 業 ・ 資 材 置 場 振 動	0	0	3	3	0	2	1	0	0	0	0	3	
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計	0	0	3	3	0	2	1	0	0	0	0	3	
悪 臭	廃 棄 物 処 理	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	10
	不 明	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2	
	そ の 他	1	0	6	7	0	0	0	0	3	3	1	7	
	小 計	1	0	9	10	0	0	0	0	3	4	3	10	
そ の 他		0	0	2	2	0	0	0	0	1	0	1	2	2
合 計	件 数	5	2	48	55	5	14	1	0	19	7	9	55	55
	構 成 比 率 (%)	9.1	3.6	87.3	100	9.1	25.5	1.8	0	34.5	12.7	16.4	100	

(重複を除いた件数)

第2節 苦情件数の推移

本市の過去10年間における公害苦情の推移を表4-1-3、図4-1-2に示す。

平成28年度においては55件であった。

件数としては、平成19年度から100件前後で推移し、長期的に見れば減少傾向となっている。

表4-1-3 過去10年間における公害苦情の推移(平成19年度～平成28年度)

(件)

年度 公害区分	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
大 気	31	24	18	25	20	27	25	4	14	7
	(40)	(27)	(22)	(31)	(21)	(27)	(27)	(4)	(14)	(7)
水 質	23	13	4	1	6	6	5	3	9	6
	(24)	(13)	(4)	(2)	(6)	(6)	(6)	(3)	(9)	(6)
騒 音	33	37	39	28	41	41	41	29	31	27
	(44)	(42)	(47)	(33)	(46)	(43)	(43)	(30)	(31)	(27)
振 動	7	4	4	4	4	7	6	3	6	3
	(11)	(4)	(4)	(4)	(6)	(7)	(6)	(3)	(7)	(3)
悪 臭	10	31	23	17	13	23	24	12	22	10
	(16)	(36)	(26)	(30)	(17)	(24)	(29)	(12)	(24)	(10)
そ の 他	2	2	1	2	3	1	2	2	1	2
	(2)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(2)	(1)	(2)
合 計	106	111	89	77	87	105	103	53	83	55
	(137)	(124)	(104)	(102)	(99)	(108)	(113)	(54)	(86)	(55)

同一苦情については1件として数えた件数

()内は、重複も含めた件数

<大気>

野外焼却による苦情が主であるが、工場等の煙や水蒸気についての苦情も寄せられている。

<水質>

河川等における水質事故等が主であるが、河川の流れにより被害が広範囲に及び、発生源を辿るのが困難である事例が多い。

<騒音>

主に工場・事業場の機械設備から出る音と、建設・解体時の重機や研り作業による音に大別される。近年においては、大型機械等の低騒音化が進んでいるため、苦情は減少傾向にあるものの、事業所を出入りするトラックのブザー音や、荷積み下ろしの音や人の声等、そもそも規制の対象とならない音についての苦情が増えている。

<振動>

戸田市は地質上地盤が比較的軟弱であるため、振動が比較的広範囲にわたることがあり、建設・解体現場から離れたところからも苦情が寄せられるという特徴がある。

<悪臭>

風向きや強さの影響により、苦情が広範囲に及ぶ可能性がある。また、発生時間にばらつきがある場合、特に発生源の特定が困難となる。

<総括>

近年の戸田市においては、住宅化が進んでおり、工場と住宅が隣接している場所も多くなっている。こうした場所においては既存の工場であってもより一層の配慮が求められることもあり、課題となっている。

特に騒音・振動・悪臭においては、受け手により感じ方が様々であり、一度気になってしまうと改善されたとしても気になることがあり、解決が難しい場合がある。

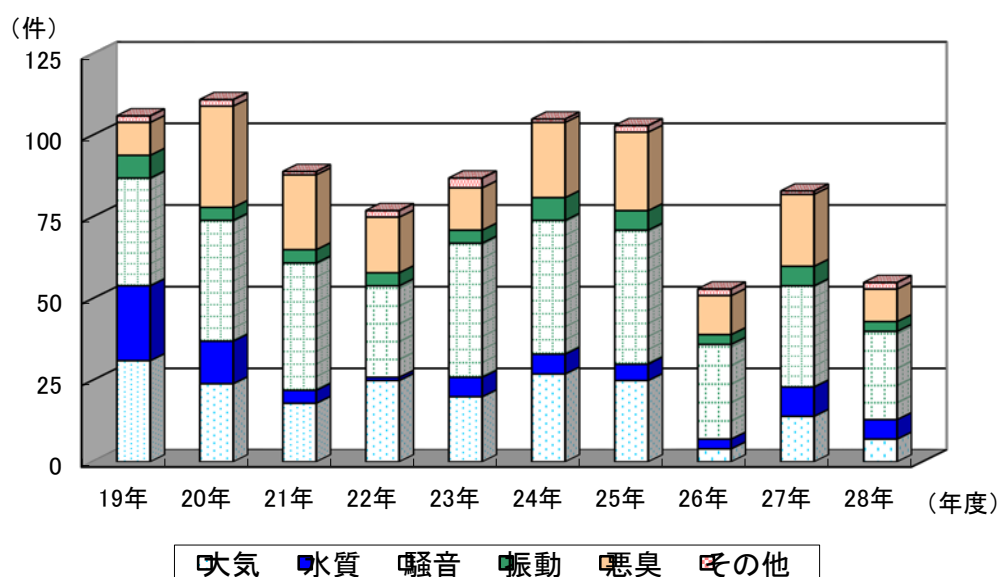


図 4-1-2 公害苦情の推移（平成19年度～平成28年度）

第2章 大気汚染

第1節 大気の現況

大気汚染の状況を把握するため、市内3カ所に大気常時監視測定局を設置し、埼玉県の常時監視測定局2カ所を含めて、計5カ所で測定を行っている。

この他の調査としては、平成21年度より一般大気環境中の石綿調査を行っている。

1. 常時監視測定

(1) 測定場所と項目

本市では、中町に一般測定局を1カ所設置し、さらに東京外環自動車道と首都高速道路が信号交差する美女木ジャンクション周辺での大気汚染状況を把握するため、自動車排出ガス測定局2カ所が高速道路建設に伴い設置されている。

これら測定局のデータは、通信回線を介して市環境課にて常時監視しており、大気環境を把握できるようになっている。

また、埼玉県でも県立戸田翔陽高校に一般局、美女木ジャンクション南西に戸田美女木自排局を置いて、市内の大気測定を行っている。

なお、修行目局及び藪雨局については、平成28年5月31日付けで廃止した。経年変化のグラフについては参考データとして掲載している。

表 4-2-1 各局の測定項目

測定局名	測定場所	測定項目						
砂場局	砂場公園内		NO ₂				SPM	
早瀬局	笹目橋交番内		NO ₂		CO		SPM	
中町局	中町2丁目	SO ₂	NO ₂	O _x	CO		SPM	
戸田美女木自排局	西部福祉センター内	SO ₂	NO ₂		CO		SPM	PM2.5
戸田局	埼玉県立戸田翔陽高校内	SO ₂	NO ₂	O _x			SPM	PM2.5

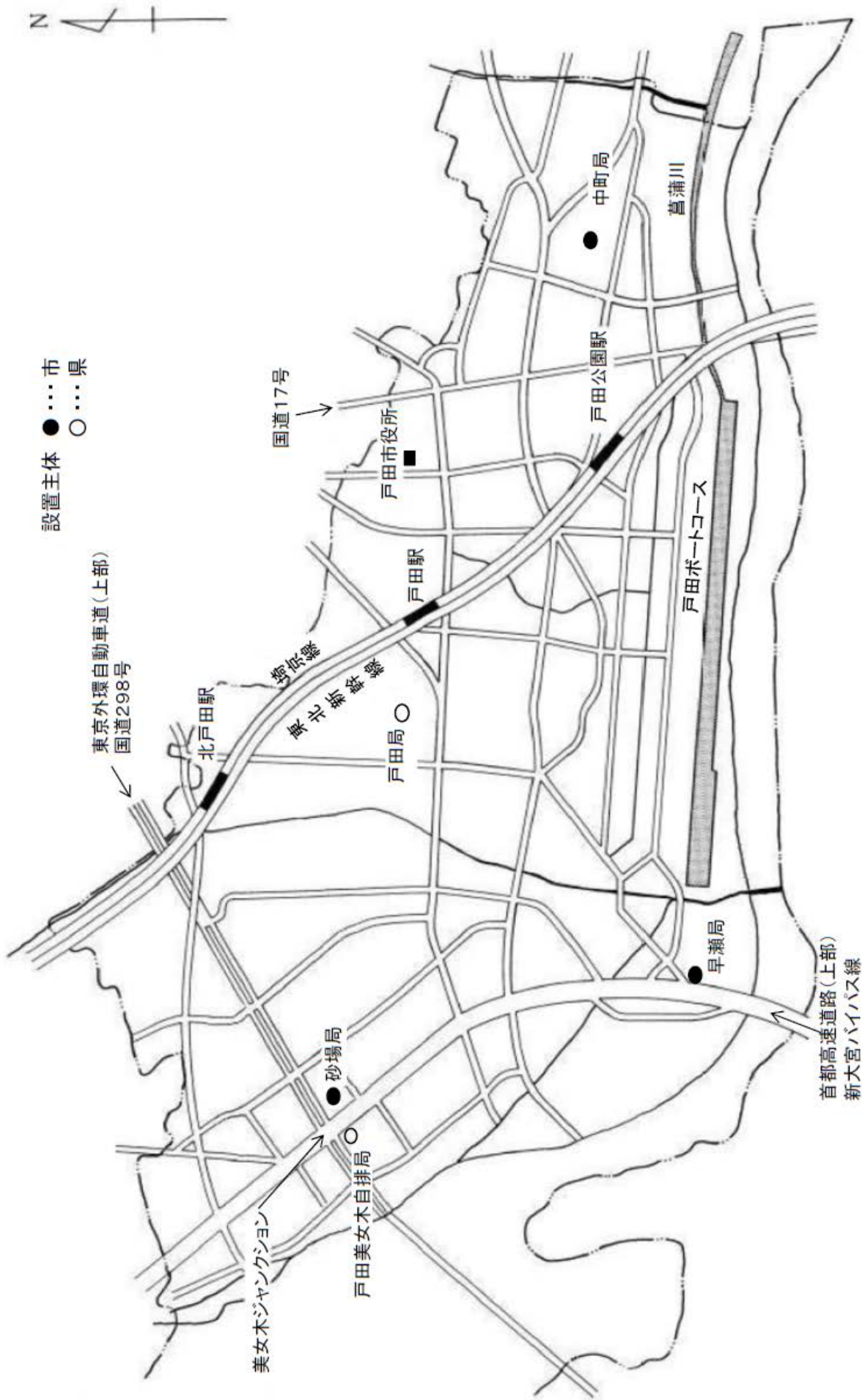


図 4-2-1 常時監視測定局位置図

(2) 環境基準

環境基準は、環境基本法に基づき「大気汚染に係る環境上の条件について維持されることが望ましい基準」として定められている。現在、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質の6物質について環境基準が設定されている。

【大気汚染に係る環境基準】

表 4-2-2 環境基準一覧

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること
光化学オキシダント (O _x) (注 1)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること
浮遊粒子状物質 (SPM) (注 2)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること
微小粒子状物質 (PM _{2.5}) (注 3)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること

注 1 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。

注 2 大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

注 3 大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 2.5 μm 以下のものをいう。

【評価方法】

① 長期的評価（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）

二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は、年間 1 日平均値について、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外したもの（日平均値の 2% 除外値という。）を環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合の日平均値は除外の対象としない。

微小粒子状物質は、測定結果の 1 年平均値を環境基準と比較して評価する。

② 98%値評価（二酸化窒素、微小粒子状物質）

年間 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの（日平均値の 98% 値という）を環境基準と比較して評価する。なお、長期的評価及び 98% 評価値は、測定期間が年間を通じて、6,000 時間以上の測定局（有効測定局）を対象として行う。

③ 短期的評価（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）

連続して若しくは随時に測定を行った日、又は時間についての測定結果を環境基準と比較し

て評価する。

(3) 各物質の測定結果

① 二酸化硫黄 (SO₂)

二酸化硫黄は、主に石油等の化石燃料中に含まれる硫黄分が燃焼・酸化することにより発生する物質で、粒子状物質と共存することにより、上気道気管支に影響を及ぼし肺腫瘍や慢性気管支炎等の原因物質になることがある。また、酸化されることにより硫酸ミストや硫酸塩を生じ、雨水と一緒に酸性雨として植物等へ被害を与える。二酸化硫黄濃度は、低硫黄分の燃料（重油・ガス）の普及により、以前に比べてかなり低くなっている。他の要因として、活火山の噴火により濃度が高くなることもある。

平成28年度は、市内3測定局とも環境基準を達成している。また、経年変化を見ると全ての測定局で低い値で安定している。

表 4-2-3 平成28年度二酸化硫黄測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が [※] 0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が [※] 0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準		設置主体
				(時間)	(%)	(日)	(%)					(日)	(達成○・非達成×)	
中町局	361	8,551	0.001	0	0.0	0	0.0	0.026	0.003	○	0	○	○	市
戸田局	364	8,648	0.001	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	○	0	○	○	県
戸田美女木自排局	364	8,644	0.001	0	0.0	0	0.0	0.010	0.002	○	0	○	○	県

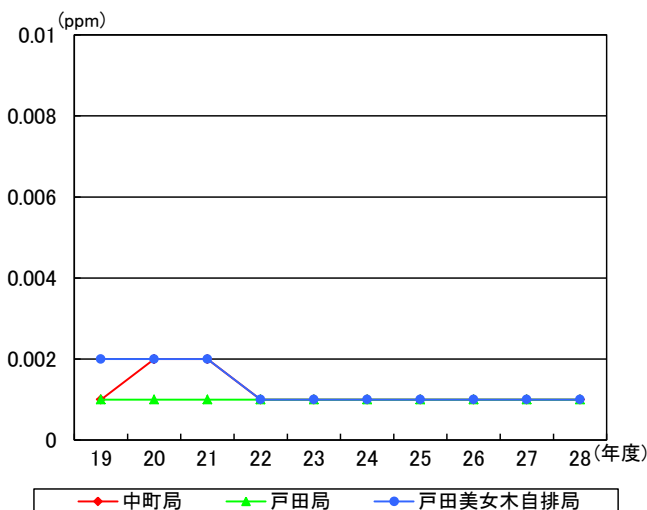


図 4-2-2 二酸化硫黄年平均値経年変化

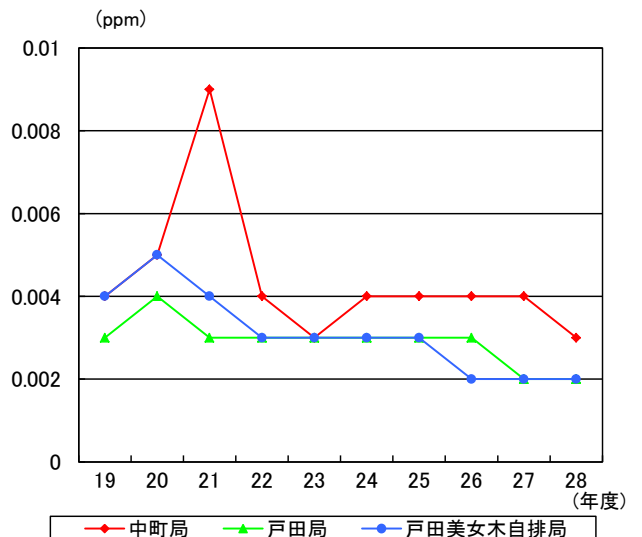


図 4-2-3 二酸化硫黄2%除外値経年変化

② 二酸化窒素 (NO₂)

二酸化窒素は、物の燃焼に伴い発生した一酸化窒素が大気中で酸化されて変化したもののほか、高温高压で燃焼するディーゼルエンジンでは、空気中の窒素が酸化され二酸化窒素になる。粘膜、呼吸器に対する障害を起し、炭化水素等との反応に関係し、光化学スモッグ発生の要因物質の一つとされている。主な発生源は、自動車・ボイラー等からの排出ガスであり、首都圏における窒素酸化物排出量の約半分は、ディーゼル車を中心とした自動車からのものと言われている。

平成28年度は、市内5測定局とも環境基準を達成している。また、経年変化を見ると全ての測定局でほぼ横ばいの結果を示している。なお、修行目局及び藪雨局では平成27年度で測定を終了したため、経年変化のグラフについては参考データとして掲載している。

表 4-2-4 平成28年度二酸化窒素測定結果

測定局	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	1時間値が0.2ppmを超えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値 (ppm)	98%評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)	環境基準 (達成○・非達成×)	設置主体
					(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)				
砂場局	362	8,633	0.025	0.100	0	0.0	1	0.0	0	0.0	26	7.2	0.045	0	○	市
早瀬局	363	8,645	0.028	0.102	0	0.0	1	0.0	0	0.0	54	14.9	0.050	0	○	市
中町局	363	8,639	0.017	0.084	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.037	0	○	市
戸田局	353	8,390	0.015	0.077	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	1.4	0.036	0	○	県
戸田美女木自排局	363	8,632	0.027	0.084	0	0.0	0	0.0	0	0.0	27	7.4	0.046	0	○	県

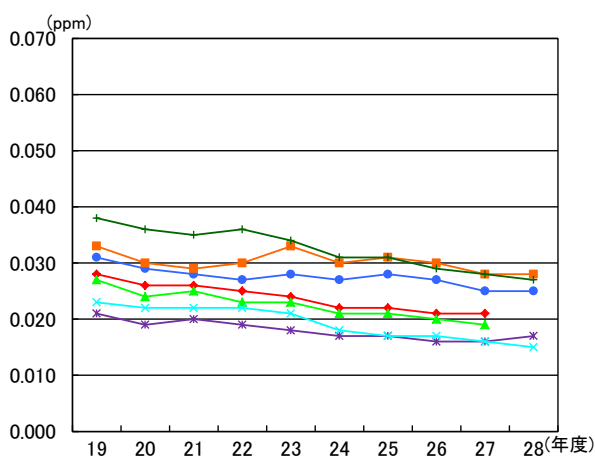


図 4-2-4 二酸化窒素年平均値経年変化

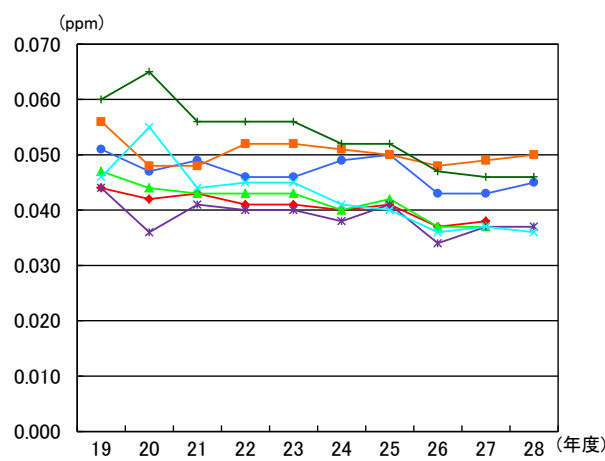


図 4-2-5 二酸化窒素 98%値経年変化

③ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素が紫外線を受け光化学反応し、生成される酸化性物質である。

この物質の濃度が高くなると、目・上気道等の粘膜刺激症状が起こり、また、肺機能や運動機能の低下等を起こすことも知られている。

平成28年度は、中町局(市)、戸田局(県)ともに環境基準を超過している。

過去10年間において、県内の測定局で環境基準を達成した局はない。

表 4-2-5 平成28年度光化学オキシダント濃度測定結果

測定局	昼間の測定日数	昼間の測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準 (達成○・非達成×)	設置主体
	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)		
中町局	365	5,422	0.033	83	371	1	2	0.144	0.049	×	市
戸田局	363	5,388	0.033	87	408	1	3	0.146	0.049	×	県

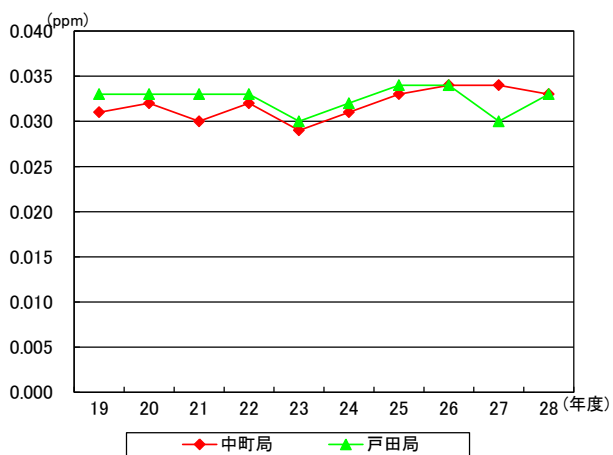


図 4-2-6 光化学オキシダント昼間1時間値の年平均値経年変化

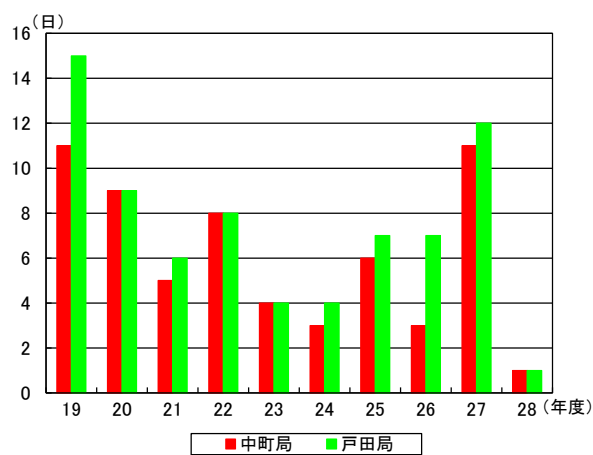


図 4-2-7 昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数

④ 一酸化炭素 (CO)

不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体である。生体に有毒で、血液中のヘモグロビンとの結合力が酸素の約 210 倍であるため、酸素の供給を阻害し、ひどい時には窒息にいたる。主に自動車排出ガスに含まれる。

平成 28 年度は、市内 3 測定局とも環境基準を達成している。また、経年変化をみると年平均値及び 2%除外値ともにゆるやかな減少傾向となっている。

なお、砂場局では平成 21 年度で測定を終了したため、経年変化のグラフについては参考データとして掲載している。

表 4-2-6 平成 28 年度一酸化炭素測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間平均値が 20ppm を超えた回数とその割合		日平均値が 10ppm を超えた日数とその割合		1時間値が 30ppm 以上となったことがある日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数	環境基準		設置主体
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)	短期的評価	長期的評価	
早瀬局	362	8,611	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.6	0.6	○	0	○	○	市
中町局	362	8,608	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.0	0.5	○	0	○	○	市
戸田美女木自排局	365	8,664	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2.0	0.8	○	0	○	○	県

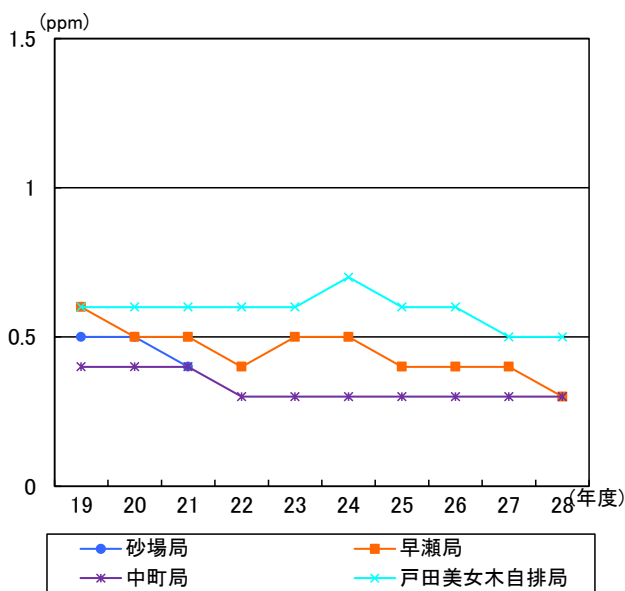


図 4-2-8 一酸化炭素年平均値経年変化

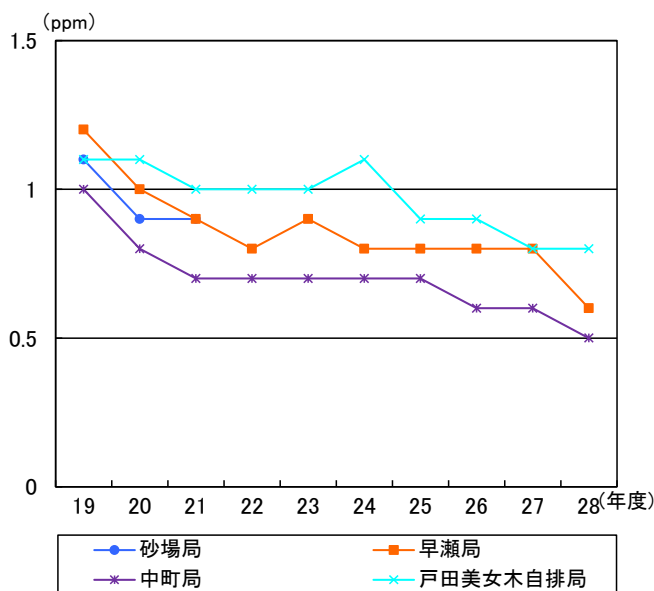


図 4-2-9 一酸化炭素 2%除外値経年変化

⑤ 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状の物質（粉じん、ばいじん）であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の物質をいう。発生は、風による土砂の舞い上がり、石油・石炭の燃焼、物の破壊等、大気中で二次的に反応して生成するものなどがある。呼吸により体内に入り、粒径の小さい物は肺胞に留まり、溶解性のものでは血液中に溶け込む。また、不溶解性のものは、そのまま肺組織に留まり生体に悪影響を及ぼし、じん肺等の症状を呈する。なお、浮遊粒子状物質中には、硫酸ミストや重金属類が混入しているため、他の症状があらわれる場合もある。

平成28年度は、市内5測定局とも環境基準を達成した。また、経年変化を見ると全ての測定局で低い値で安定している。

表 4-2-7 平成28年度浮遊粒子状物質測定結果

測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超え た時間数とその 割合		日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超え た日数とその割 合		1時間値 の最高値	日平均値 の2%除 外値	日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日が2 日以上連続 したことの有 無	環境基準の 長期的評価 による日平均 値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数	環境基準		設置 主体	
				(時間)	(%)	(日)	(%)					短期的 評価	長期的 評価		
													(達成○・非達成×)		
砂場局	360	8,673	0.018	0	0.0	0	0.0	0.080	0.040	○	0	○	○	市	
早瀬局	363	8,688	0.017	0	0.0	0	0.0	0.084	0.039	○	0	○	○	市	
中町局	363	8,689	0.017	0	0.0	0	0.0	0.073	0.040	○	0	○	○	市	
戸田局	354	8,466	0.017	0	0.0	0	0.0	0.072	0.040	○	0	○	○	県	
戸田美女木自排局	363	8,681	0.019	0	0.0	0	0.0	0.100	0.042	○	0	○	○	県	

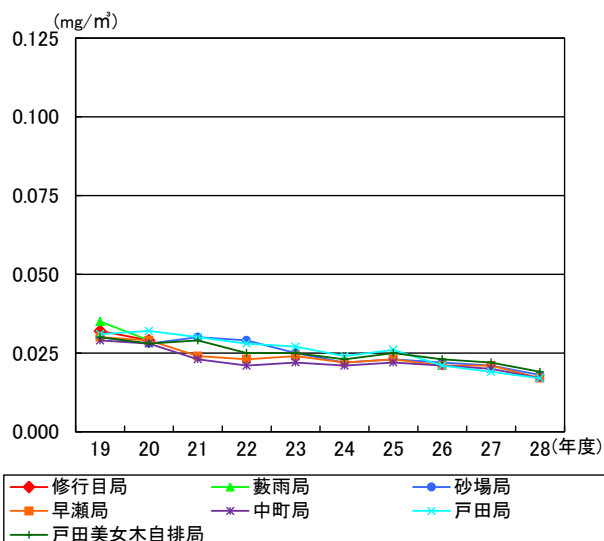


図 4-2-10 浮遊粒子状物質年平均値経年変化

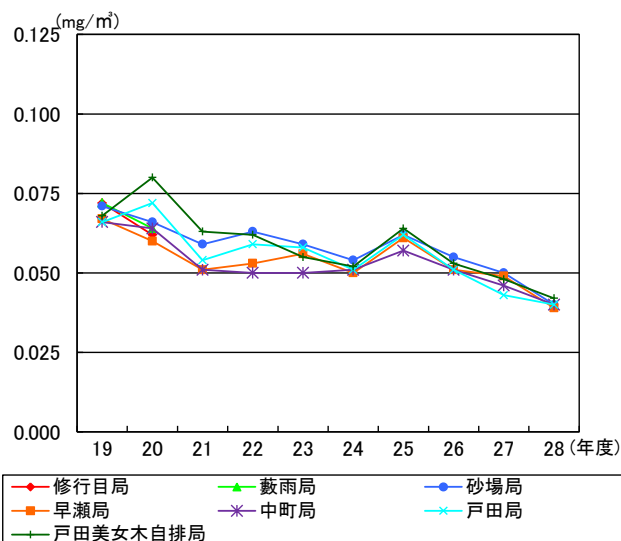


図 4-2-11 浮遊粒子状物質2%除外値経年変化

⑥ 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質は、大気中に浮遊している粒子状の物質（粉じん、ばいじん）であって、その粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の物質をいう。粒子状物質には、物の燃焼などによって直接排出されるものと、ガス状大気汚染物質が環境大気中での化学反応により粒子化したものがある。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。PM2.5は非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

県では、環境省のモニタリング試行事業により美女木自排局での測定を平成22年4月から開始し、平成23年度から環境基準の評価を行っている。また、平成24年4月からは戸田局での測定も開始した。

平成28年度は、市内2測定局とも環境基準を達成した。

表 4-2-8 平成28年度微小粒子状物質測定結果

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		環境基準		設置主体
							短期的評価	長期的評価	
							(日)	(%)	
戸田局	358	8,634	11.2	26.4	0	0.0	○	○	県
戸田美女木自排局	353	8,503	13.9	30.3	3	0.8	○	○	県

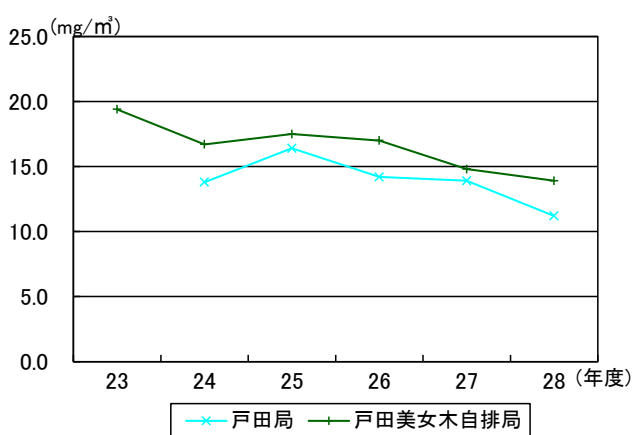


図 4-2-12 微小粒子状物質年平均値経年変化

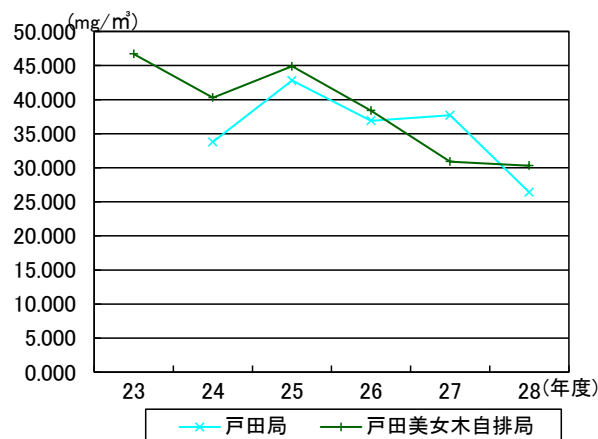


図 4-2-13 昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数

2. その他の測定結果

石綿（アスベスト）調査

石綿は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」、「いしわた」と呼ばれる。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと、飛散して人が吸入することで、肺がんを引き起こす可能性があることが知られている。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50年に原則禁止された。その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。

大気中の石綿濃度については環境基準が設定されておらず、参考として大気汚染防止法で定められている石綿製品製造事業所の敷地境界基準（10f/l）と比較しても大幅に下回る濃度レベルである。

表 4-2-9 平成28年度石綿調査結果

(単位：f/l)

調 査 場 所		夏 季
戸 田 市 役 所	3 階 屋 上 南 東 角	0.07
	3 階 屋 上 北 西 角	0.07

第2節 工場・事業場立入調査

大気汚染の規制等については埼玉県が行っており、市内の工場・事業場への立入調査時には、市職員も同行して協力している。

平成28年度は、延べ54事業場101施設について、その使用状況及びばい煙量等の測定結果などを検査し、不適切な事業場については県とともに指導を行った。

表 4-2-10 平成28年度立入調査状況・施設数

根 拠	立 入 施 設	事 業 場	施 設
大 気 汚 染 防 止 法	ば い 煙	9	36
	粉 じ ん	15	17
	V O C	2	4
	合 計	26	57
埼 玉 県 生 活 環 境 保 全 条 例	ば い 煙	11	11
	粉 じ ん	0	0
	炭 化 水 素 類	3	17
	有 害 大 気	3	—
	合 計	17	28
V O C 自 主 的 取 組		3	—
ダイオキシン類対策特別措置法		6	16
公 害 防 止 組 織	法 律	1	—
	条 例	1	—
	合 計	2	—

※大気汚染防止法の粉じんの数は、一般粉じんと特定粉じんの合計。

用語の解説（大気編）

酸性雨：化石燃料の燃焼等により、大気中に放出された硫黄酸化物や窒素酸化物及び大気中で生成された硫酸、硫酸塩、硝酸塩などが雨滴に取り込まれ pH が低下し、地上に落下した雨等をいう。近年は、汚染のない場合通常 5.6 前後を示す pH が、4.0 以下（時には 3.0 前後）になることもまれではない。生態系に対する影響として、土壌の酸性化をもたらし、土壌の微生物活性を弱めて肥沃度を低下させ、森林生態系に重大な影響を与えると予測されている。

炭化水素 (CxHy)：炭素、水素からできている化合物の総称。大気中の炭化水素は、光化学オキシダント生成の原因物質である。発生源としては、塗装やクリーニング等に用いられる溶剤に由来するものが多い。また、自動車排出ガスの中にも含まれる。

光化学スモッグ：大気中の汚染物質である窒素酸化物や炭化水素類などが、太陽の紫外線によって複雑な光化学反応を起こして作られるオキシダントのスモッグをいう。夏季の陽ざしが強く風が弱い日に特に発生しやすい。人体に対する影響として、目がチカチカする、喉が痛いなどの被害を生じさせる。また、植物の葉の組織を破壊することもある。

窒素酸化物 (NOx)：一酸化窒素、二酸化窒素等の総称で、大気汚染を対象とした場合は一酸化窒素、二酸化窒素の混合物を指す。発生源は、自動車を主とする移動発生源と発電所や工場などの固定発生源に分けられる。大気汚染防止法では、①有害物質 ②指定ばい煙 ③自動車排出ガスに指定され、排出基準や排出許容限度が定められている。また、光化学スモッグの原因物質にもなっている。

粉じん：大気汚染防止法では物の破壊、選別その他の機械的処理、たい積に伴い発生し、又は飛散する物質と定義しており、これを発生させる一定規模以上の施設に対し規制を行っている。粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるものを特定粉じんといい、特定粉じん以外の粉じんを一般粉じんという。

ばい煙：大気汚染防止法では次のとおり定義しており、これらを発生させる一定規模以上の施設に対し規制を行っている。①燃料その他の物の燃焼に伴い、発生する硫黄酸化物 ②燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん ③物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの（有害物質という）。

VOC：揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds) の略で、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質、オキシダントの生成の原因とならないメタン及び一部のフロン類を除く。）をいう。

有害大気：継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの（ばい煙（①、③）及び特定粉じんを除く。）をいう。

第3章 水質汚濁

第1節 公共用水域の現況

市内には、川口市・蕨市との境に緑川、中央部に笹目川、南側に菖蒲川、さらに上戸田川、さくら川があり、全て荒川下流域に流入している。

水質調査は、昭和53年度より5本の河川と農業用排水路を対象に行っている。

平成28年度は、河川・水路8カ所及び閉鎖性水域3カ所の計11カ所で年4回、水路2カ所で年2回の水質調査を実施した。

1. 河川・水路等調査地点

表 4-3-1 河川・水路等調査地点

区 分	No	河川・水路名	測定地点（備考）
季節毎調査	1	笹目川	池ノ尻橋（平成23、24年度は小堤橋で調査）
	2	笹目川	富士見橋
	3	さくら川	神明橋（平成23、24年度は野竹橋で調査）
半年毎調査	4	菖蒲川水系 SY-28 水路	氷川橋（平成6年度新設）
季節毎調査	5	菖蒲川水系 SY-10 水路	県工業用水道中継ポンプ場南側
半年毎調査	6	菖蒲川水系 SY-5 水路	新曽柳原住宅東側（平成6年度新設）
季節毎調査	7	上戸田川	富士見球場脇（平成6年度クラリオン物流センターより変更）
	8	上戸田川	浅間橋（昭和62年度、羽黒橋より変更）
	9	菖蒲川	菖蒲橋（平成5、6年度は川岸橋で調査）
	10	緑川	鬼澤橋（平成23、24年度は立野際橋で調査）
	11	道満河岸釣場	栈橋中央部付近
	12	荒川第一調節池	管理橋
	13	戸田漕艇場	中央大学戸田艇庫前南岸

※区分については、季節毎（4月、7月、10月、1月）に調査を実施した地点を「季節毎調査」、年2回調査を実施した地点を「半年毎調査」としている。

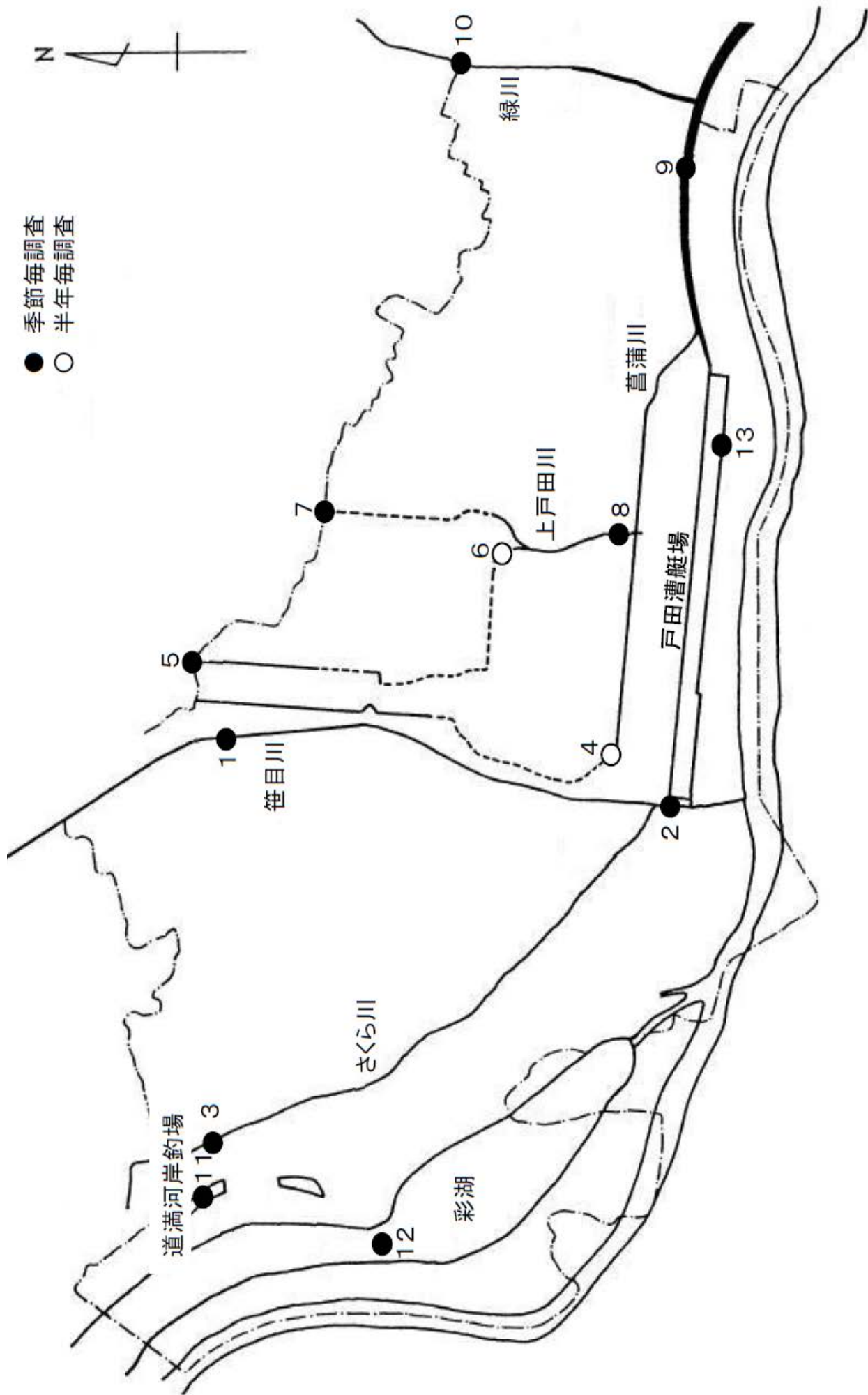


図 4-3-1 測定地点

2. 環境基準

表 4-3-2 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/l 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下	チウラム	0.006 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下	シマジン	0.003 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	セレン	0.01 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	ふっ素	0.8 mg/l 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	ほう素	1 mg/l 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下		

備考1. 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日環
告59）」において掲げられる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量
限界を下回ることをいう。

表 4-3-3 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度:pH	生物化学的 酸素要求量 :BOD	浮遊物質 量 :SS	溶存酸素量 :DO	大腸菌群数	
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN /100m 以下	水域 類型 ごと に 指 定 す る 水 域
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000MPN /100m 以下	
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000MPN /100m 以下	
C	水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上		
D	工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上		
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/l 以上		

備考1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素 5 mg/l 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

注1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用。
4. 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの。
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの。
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度。

[参考] 戸田市内の水域類型状況

荒川：荒川下流（1）秋ヶ瀬取水堰から笹目橋 C類型

荒川下流（2）笹目橋より下流 C類型（平成10年6月1日よりD類型から変更）

3. 水質調査結果

(1) 笹目川（池ノ尻橋）

本地点は、戸田市内における笹目川の上流に位置する。水源地はさいたま市の白幡沼である。また、東京湾の潮位の影響を受ける感潮河川である。平成23、24年度は戸田市内中央付近の小堤橋において調査を実施していたが、平成25年度より上流の本地点へ調査地点を移動した。

近年、笹目川の改修工事により、川辺にコサギ、カモなどの水鳥が増え、大きなコイの姿も見られる。もともと農業用水の排水路（中央排水路）として整備されたので、上流であるさいたま市からの生活排水や工業排水の流入がある。また、笹目川の河川浄化のため、さいたま市内谷橋付近で荒川から毎秒0.3トンの導水が行われている。

本地点の水質は、平成8年度以降改善が進み、調査地点の中では比較的良好な状況である。

表 4-3-4 笹目川池ノ尻橋経年変化

項目 年度	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	MBAS (mg/l)	NH ₄ -N (mg/l)	透視度 (度)	BOD 負荷量 (g/秒)	BOD 75%値 (mg/l)
19	3.6	6.0	17.8	8.1	0.02	0.55	43.3	1.5	4.3
20	2.6	5.5	11.1	7.1	0.04	0.64	48.1	1.5	3.0
21	2.9	5.0	13.9	7.5	0.10	0.36	42.9	1.9	3.3
22	4.5	6.0	14.5	6.7	0.05	1.07	43.9	2.7	5.2
23	4.6	6.0	9.8	6.3	0.14	1.43	46.7	4.1	5.1
24	4.1	6.6	23.0	5.1	0.09	1.04	27.8	4.5	4.0
25	2.7	6.8	13.5	6.3	0.07	0.45	44.3	0.6	3.0
26	3.0	5.7	19.0	8.1	0.02	0.40	38.0	2.0	3.1
27	2.4	5.6	18.0	8.3	0.02	0.34	49.2	0.8	2.8
28	3.8	8.8	11.0	7.2	0.02	1.00	48.3	2.5	4.2

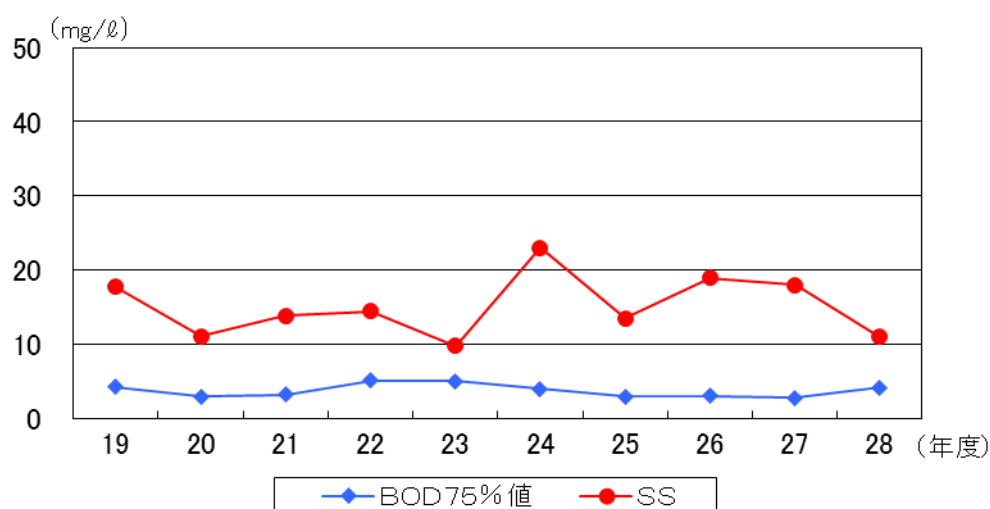


図 4-3-2 笹目川池ノ尻橋 BOD75%値・SS 経年変化

(2) 笹目川（富士見橋）

本地点は、笹目川の最下流域であり、約 50m 上流でさくら川が流入し、約 450m 下流で荒川と合流する。感潮河川であるため、東京湾の満潮時には荒川の水が逆流してくる。

本地点の水質は、調査地点の中では比較的良好な状況である。

表 4-3-5 笹目川富士見橋経年変化

項目 年度	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	MBAS (mg/l)	NH ₄ -N (mg/l)	透視度 (度)	BOD 負荷量 (g/秒)	BOD 75%値 (mg/l)
19	3.8	5.7	14.1	5.5	0.03	1.49	42.3	12.0	4.8
20	2.5	5.4	13.9	5.9	0.03	1.70	42.6	12.4	2.8
21	3.0	5.6	13.3	5.5	0.09	2.05	39.8	11.9	3.4
22	3.3	6.0	9.7	6.5	0.05	3.14	42.5	22.1	4.2
23	4.8	6.9	12.3	6.8	0.10	3.41	34.9	24.6	4.8
24	4.3	5.7	15.3	5.3	0.06	2.70	34.8	17.3	4.7
25	2.7	6.5	18.8	6.3	0.07	1.17	25.6	13.3	3.1
26	2.5	4.5	8.0	8.4	0.02	2.30	52.0	23.0	1.8
27	1.9	5.1	10.0	6.2	0.02	1.30	54.0	4.9	2.2
28	3.5	5.6	9.0	7.4	0.02	2.80	55.0	39.3	3.2

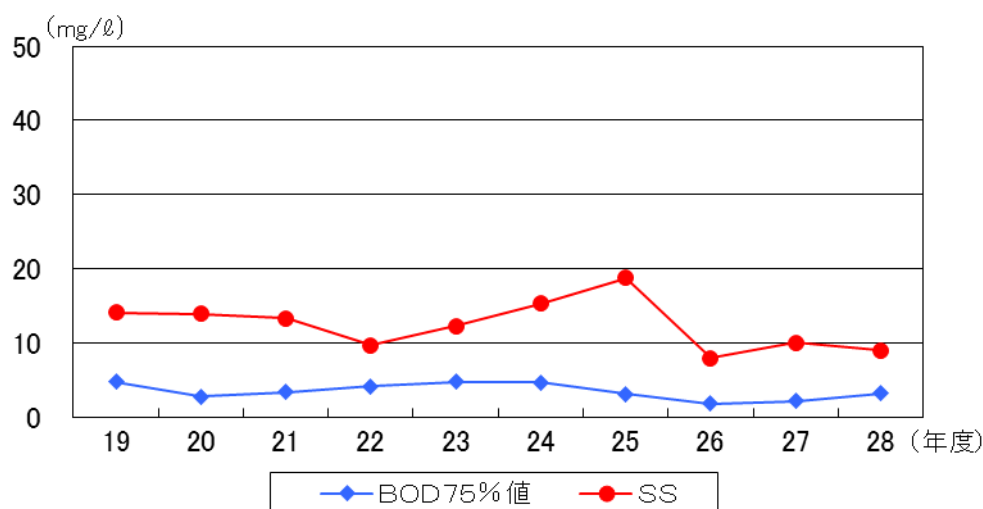


図 4-3-3 笹目川富士見橋 BOD75%値・SS 経年変化

(3) さくら川（神明橋）

さくら川は、排水路として堀削されたもので、さいたま市と戸田市の一部を流域とする河川である。平成23、24年度のみ下流の野竹橋において調査を実施したが、平成25年度より上流の本地点へ調査地点を移動した。

この川の戸田市内の流域は、すでに公共下水道が普及しており、上流域の公共下水道整備の進捗により、水質の改善が見られている。

反面、公共下水道整備により、流量が大幅に減ってしまったことから、荒川水循環センターの2次処理水をさらに礫間接酸化法により高度処理した水が、毎秒0.025トン放流されている。

本地点の水質は、平成8年度頃から改善されつつあり、BOD及びDOは良好な状態を示している。

表 4-3-6 さくら川神明橋経年変化

項目 年度	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	MBAS (mg/l)	NH ₄ -N (mg/l)	透視度 (度)	BOD 負荷量 (g/秒)	BOD 75%値 (mg/l)
19	5.9	9.2	16.0	7.2	0.23	4.64	37.5	0.2	6.4
20	4.4	7.8	13.7	5.6	0.13	3.68	40.7	0.2	5.7
21	3.3	6.7	12.3	5.8	0.27	2.79	38.2	0.2	4.0
22	4.7	7.3	14.7	5.5	0.06	3.18	37.0	0.2	5.7
23	3.0	6.2	7.5	7.0	0.13	2.50	46.2	0.5	3.1
24	3.9	5.6	8.5	5.1	0.06	1.99	44.5	1.0	4.1
25	3.0	7.3	9.8	6.9	0.09	1.01	31.4	1.4	3.2
26	4.2	6.9	18.0	9.9	0.03	1.30	31.0	0.1	4.8
27	2.1	6.1	14.0	7.8	0.05	1.60	39.0	0.1	2.3
28	2.6	6.3	12.0	7.7	0.02	1.10	42.6	0.2	3.3

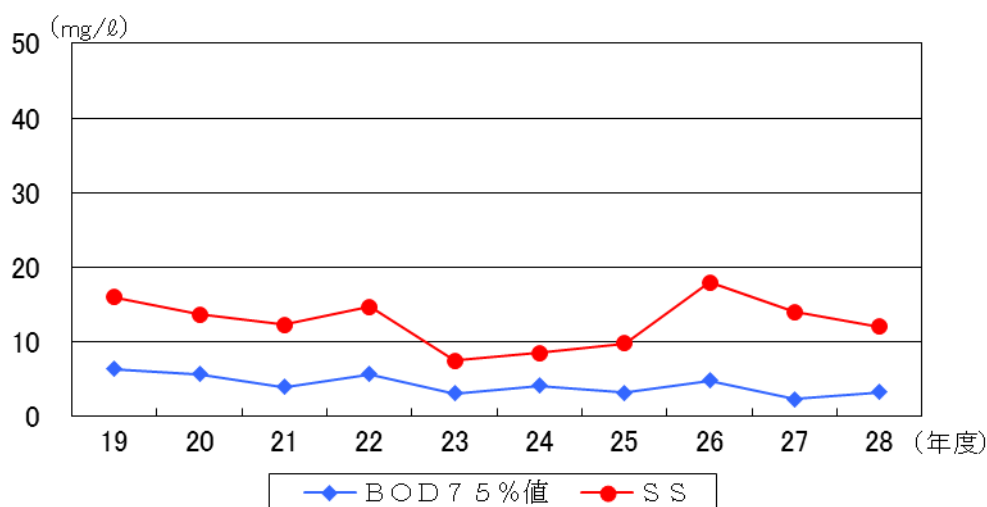


図 4-3-4 さくら川神明橋 BOD75%値・SS 経年変化

(4) 菖蒲川水系 SY-28 水路 (氷川橋)

新曽の灌漑用水路の最下流域の地点であり、調査地点より上流部は暗渠である。

平成18年度から菖蒲川の河川浄化のため、荒川から毎秒1トンの導水が行われている(堤向橋付近から導水)。放流時以外は流量が少なく、また、水路の末端であるため下水道未整備地域からの生活雑排水の流入量が多く水質の変動が激しくなっている。

本地点の水質は、平成18年度以降、BODやDO、透視度は飛躍的に改善され荒川からの導水の効果が顕著に現れており、平成20年度から平成22年度については、BOD、SSにおいてさらに改善の傾向がみられたが、その後はあまり変化がみられていない

表 4-3-7 SY-28 水路経年変化

項目 年度	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	MBAS (mg/l)	NH ₄ -N (mg/l)	透視度 (度)	BOD 負荷量 (g/秒)	BOD 75%値 (mg/l)
19	13.9	12.3	14.5	6.3	1.00	5.58	37.8	2.0	9.9
20	6.0	7.5	9.8	6.0	0.35	3.95	47.0	2.0	4.7
21	7.3	9.7	9.0	5.2	0.90	4.73	38.5	1.3	7.4
22	7.3	7.0	9.8	6.8	0.07	3.85	42.4	2.1	5.1
23	24.0	17.3	18.5	4.4	1.32	9.53	32.8	0.5	25.0
24	10.7	14.5	8.5	3.1	1.15	8.15	45.8	0.1	9.4
25	7.3	9.5	10.0	5.2	0.12	3.10	55.0	0.1	13.0
26	9.1	8.7	10.0	6.5	0.91	3.70	36.0	1.1	3.1
27	22.0	20.0	10.0	3.0	1.20	9.50	32.0	0.1	17.0
28	12.0	10.0	7.0	6.6	0.44	6.80	66.4	1.5	6.4

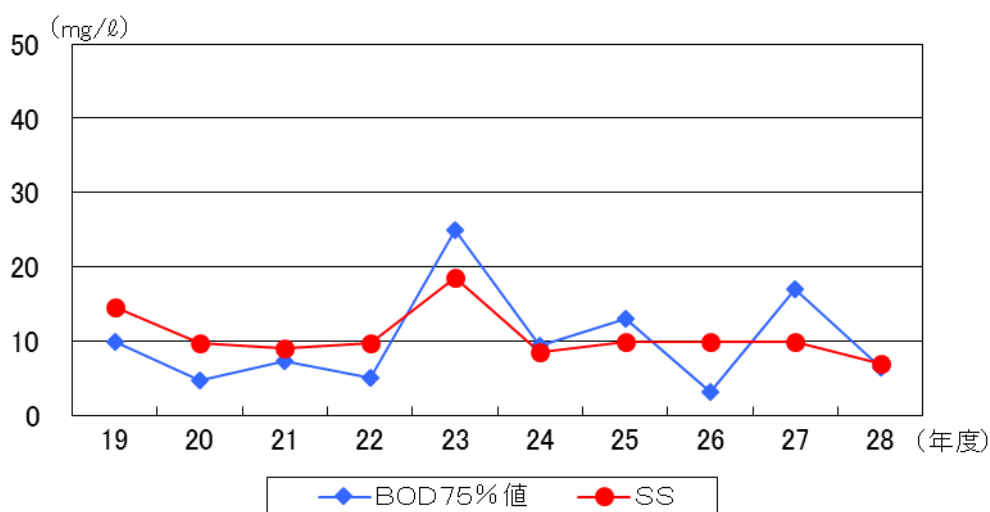


図 4-3-5 SY-28 水路 BOD75%値・SS 経年変化

(5) 菖蒲川水系 SY-10 水路（県工業用水道中継ポンプ場南側）

見沼代用水路から灌漑用水が流入する水路であるが、下流域の宅地化が進んでいるため用水の需要が少なく、排水路的役割となっている。このため、流量が少なく流速が低いので、渇水時にはほぼ停滞状態になっている。調査地点は本市、さいたま市及び蕨市の行政界に位置し、さいたま市と蕨市の生活排水などが流入している。

本地点の水質は、平成14年度頃から改善傾向がみられる。小規模な排水路のため、排水等による人為的汚染の影響を受けやすい。また、流量が少ないため、降雨など天候による影響も大きく、水質の変化にばらつきが見られる。

表 4-3-8 SY-10 水路経年変化

項目 年度	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	MBAS (mg/l)	NH ₄ -N (mg/l)	透視度 (度)	BOD 負荷量 (g/秒)	BOD 75%値 (mg/l)
19	12.2	12.6	38.1	3.5	0.72	4.13	35.9	0.1	15.0
20	2.8	6.1	8.8	4.9	0.21	1.55	47.3	0.1	2.9
21	7.4	11.6	14.0	4.8	0.61	4.30	39.0	0.1	4.8
22	10.8	9.6	9.6	4.7	0.87	4.77	47.9	0.1	15.0
23	5.4	7.3	14.4	5.4	0.68	3.18	60.1	0.5	6.3
24	5.9	6.8	5.0	5.8	0.44	2.43	53.2	0.1	5.8
25	13.6	11.0	8.8	5.1	0.23	1.38	53.3	0.1	21.0
26	3.1	6.1	10.0	6.8	0.13	3.00	45.0	0.1	3.6
27	18.0	18.0	8.0	3.2	1.40	12.00	34.0	0.1	18.0
28	13.0	14.0	6.0	5.0	0.80	7.20	36.4	0.1	16.0

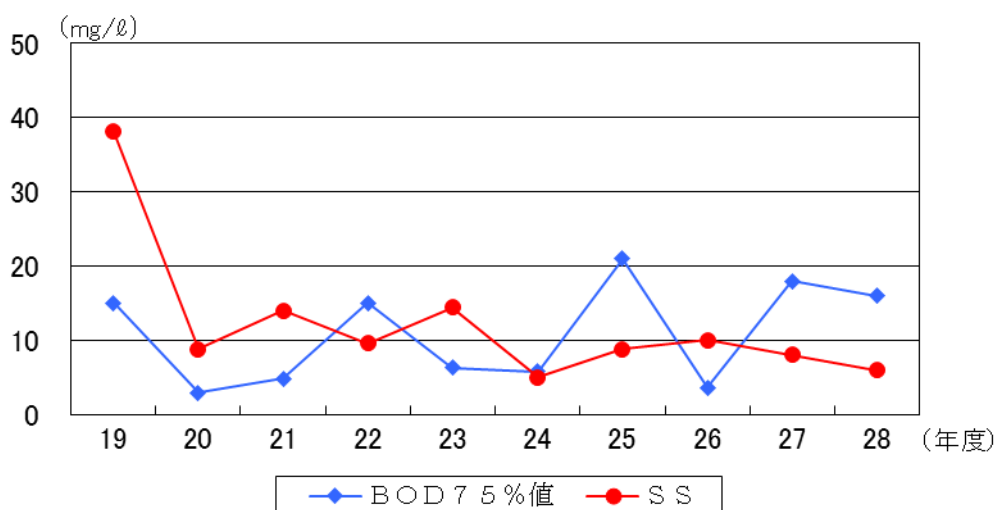


図 4-3-6 SY-10 水路 BOD75%値・SS 経年変化

(6) 菖蒲川水系 SY-5 水路 (新曾柳原住宅東側)

本地点は (5) の下流となる調査地点である。新曾の灌漑用水路の最下流域にあり、本地点から下流約 50m の新田橋付近で上戸田川に合流する。

平成 18 年度から上戸田川の河川浄化のため、荒川から毎秒 0.1 トンの導水が行われている。東京湾の潮位の影響を受ける感潮水域である。

本地点の水質は、ばらつきが大きく、水質の状況は横ばいである。

表 4-3-9 SY-5 水路経年変化

項目 年度	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	MBAS (mg/l)	NH ₄ -N (mg/l)	透視度 (度)	BOD 負荷量 (g/秒)	BOD 75%値 (mg/l)
19	8.7	10.7	12.3	4.5	0.25	4.56	42.3	1.0	8.5
20	12.8	9.6	10.5	4.0	0.29	6.13	40.5	1.2	14.0
21	7.4	11.6	14.0	4.5	0.61	4.30	39.0	0.1	7.8
22	11.0	8.5	8.5	4.5	0.07	5.23	44.6	1.2	11.0
23	12.7	13.5	19.5	3.1	0.55	10.42	33.8	1.1	15.0
24	10.5	14.5	9.0	1.8	0.65	9.65	33.7	0.5	10.0
25	8.1	10.5	11.0	4.1	0.10	3.75	31.5	0.8	9.0
26	8.4	8.9	12.0	6.3	0.16	4.50	28.0	0.6	2.8
27	9.3	15.0	9.0	3.1	0.25	10.20	40.0	0.2	8.5
28	12.0	11.0	9.0	5.2	0.20	7.00	43.6	1.9	11.0

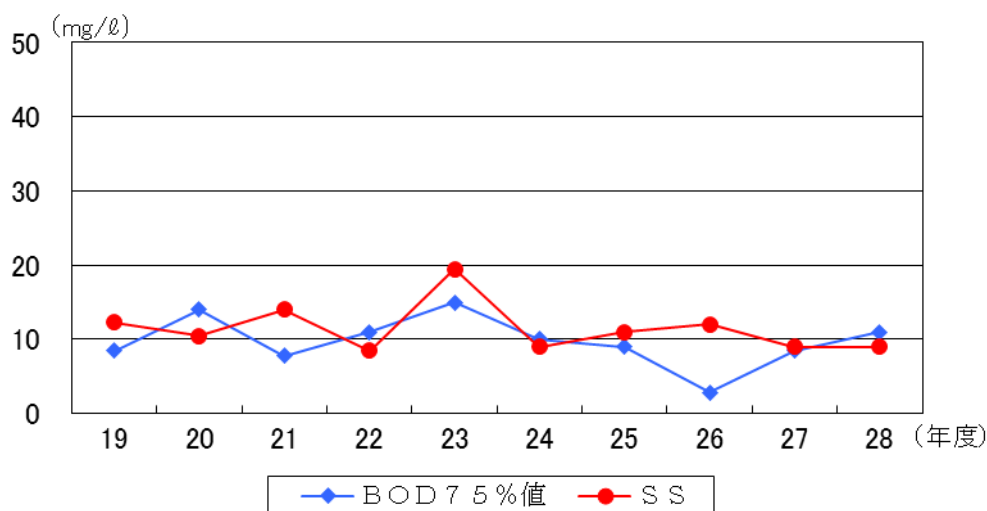


図 4-3-7 SY-5 水路 BOD75%値・SS 経年変化

(7) 上戸田川（富士見球場脇）

上戸田川の源流部であり、上流部の蕨市内ではそのほとんどが暗渠である。源流部とは言え、外観は排水路と同様である。

本地点の水質は、経年変化としてほとんどの項目について改善の傾向が見られる。BODについては小規模な排水路のため、排水等による人為的汚染の影響を受けやすく、経年的な改善傾向は見られるものの、年間を通して基準を超えた結果となっている。

表 4-3-10 上戸田川富士見球場脇経年変化

項目 年度	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	MBAS (mg/l)	NH ₄ -N (mg/l)	透視度 (度)	BOD 負荷量 (g/秒)	BOD 75%値 (mg/l)
19	10.2	10.1	9.9	2.9	1.12	5.52	43.9	0.1	13.0
20	9.2	9.5	11.9	3.3	0.58	4.55	45.3	0.1	11.0
21	6.0	9.8	11.0	3.6	0.43	4.00	33.8	0.1	7.0
22	14.3	10.7	10.1	3.2	0.09	4.37	46.0	0.1	18.0
23	6.9	7.4	11.7	4.5	0.37	3.21	44.2	0.5	7.2
24	6.3	7.8	8.5	3.5	0.21	4.65	54.3	0.1	7.2
25	6.6	9.3	5.8	3.4	0.16	1.98	41.5	0.1	6.8
26	11.0	8.0	44.0	6.1	0.04	3.10	36.0	0.2	13.0
27	5.3	7.4	7.0	4.2	0.06	5.70	77.0	0.1	5.4
28	9.9	7.8	17.0	5.7	0.02	2.90	39.4	0.1	12.0

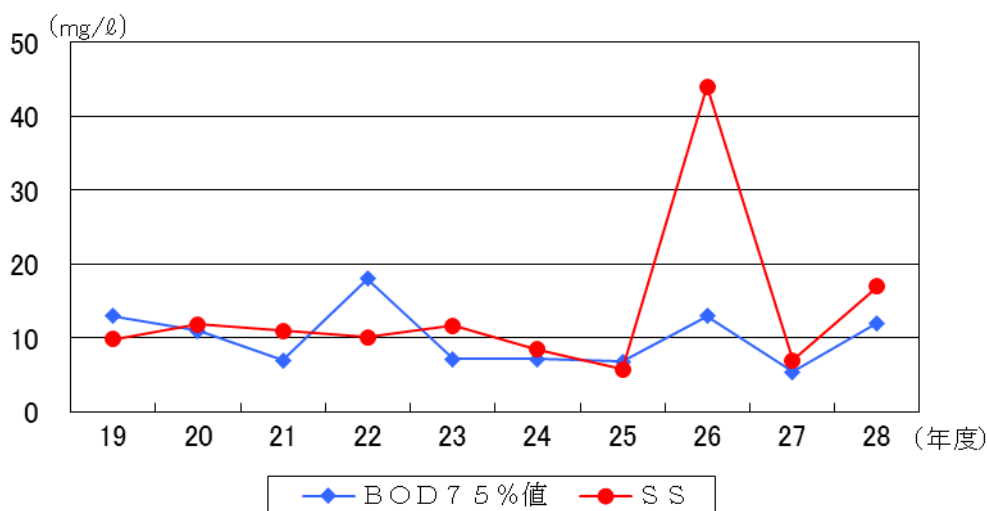


図 4-3-8 上戸田川富士見球場脇 BOD75%値・SS 経年変化

(8) 上戸田川（浅間橋）

本地点は、(5)、(6)、(7)の下流となる調査地点である。上戸田川の最下流域にあたり、ここから約100m下流の下前谷橋付近で(4)のSY-28水路と合流し、名称が菖蒲川に変わる。ここより約800m上流の天神橋付近に上戸田川浄化施設があり、浄化水が放流されている。また、ここは東京湾の潮位の影響を受ける感潮河川であり、満潮時は逆流する。

本地点の水質は、経年変化として改善の傾向が見られる。しかし、BODについては未だ基準に満たない結果となっている。

表 4-3-11 上戸田川浅間橋経年変化

項目 年度	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	MBAS (mg/l)	NH ₄ -N (mg/l)	透視度 (度)	BOD 負荷量 (g/秒)	BOD 75%値 (mg/l)
19	9.5	11.1	19.8	3.8	0.28	5.91	42.5	1.8	11.0
20	8.8	10.3	17.1	2.8	0.32	6.13	43.6	1.4	8.7
21	7.1	10.0	9.9	3.3	0.27	6.19	44.1	1.4	8.0
22	10.1	10.2	25.1	3.7	0.08	5.34	39.0	2.9	11.0
23	9.3	11.5	12.1	5.3	0.35	7.98	45.2	2.8	9.9
24	8.2	10.4	10.5	4.7	0.42	6.25	50.3	1.0	9.2
25	8.3	11.5	12.8	5.3	0.18	2.78	34.0	2.2	9.0
26	10.0	8.7	22.0	6.6	0.09	4.40	25.0	3.8	12.0
27	5.8	10.0	9.0	5.0	0.12	6.70	50.0	0.5	5.4
28	9.4	9.6	7.0	5.6	0.04	5.10	55.5	3.4	9.1

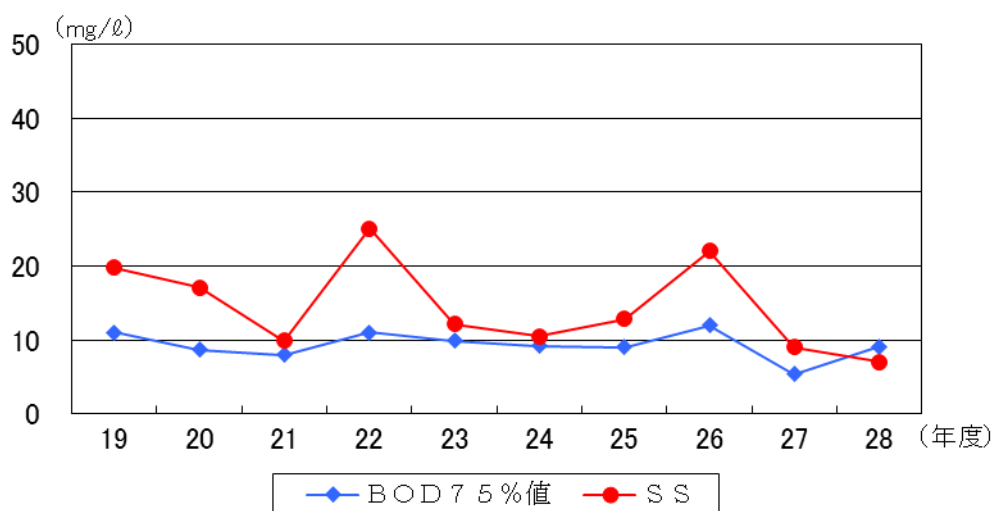


図 4-3-9 上戸田川浅間橋 BOD75%値・SS 経年変化

(9) 菖蒲川 (菖蒲橋)

本地点は、菖蒲川の市内最下流部に位置し、約 1km 下流で荒川に合流する。また、菖蒲橋より約 400m 下流の緑橋 (川口市) 付近で緑川が流入している。調査地点付近では、川幅が広がり流速が落ちること、感潮河川であるため荒川の水が逆流して水が停水状態になるなどの影響で、スカムが河床に堆積しヘドロ化しやすい。

本地点の水質は、平成 7 年度に底泥の浚渫により改善されて以降、大きな変化は見られない。

表 4-3-12 菖蒲川菖蒲橋経年変化

項目 年度	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	MBAS (mg/l)	NH ₄ -N (mg/l)	透視度 (度)	BOD 負荷量 (g/秒)	BOD 75%値 (mg/l)
19	5.2	6.7	13.4	5.7	0.03	3.99	37.8	18.0	6.8
20	2.7	6.1	13.3	5.3	0.03	3.04	42.0	11.0	2.8
21	4.1	6.7	10.8	5.3	0.10	3.80	36.9	13.8	4.8
22	4.7	6.8	10.2	6.2	0.07	3.76	39.6	22.4	5.8
23	13.2	11.2	14.8	8.3	0.11	5.63	27.9	59.4	15.0
24	7.0	8.4	10.3	5.8	0.08	4.65	39.8	19.0	7.2
25	5.0	8.4	15.3	5.5	0.09	2.25	36.8	20.3	5.3
26	4.2	5.7	11.0	7.7	0.02	3.80	44.0	25.0	3.7
27	2.9	6.7	11.0	5.0	0.03	3.90	48.0	10.0	3.3
28	8.0	6.8	8.0	7.4	0.03	4.50	40.6	59.5	6.5

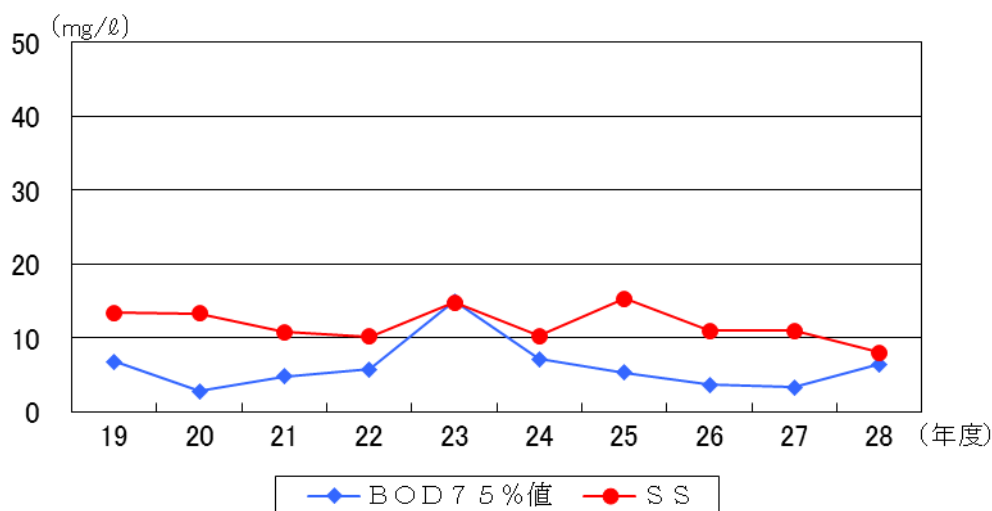


図 4-3-10 菖蒲川菖蒲橋 BOD75%値・SS 経年変化

(10) 緑川（鬼澤橋）

緑川は、蕨市と川口市の一部を流域とする河川であり、調査地点は緑川の市内最上流部に位置する。東京湾の潮位の影響を受ける感潮河川であり、満潮時には蕨市境まで逆流する。平成23、24年度のみ下流の立野際橋において調査を実施したが、平成25年度より上流の本地点へ調査地点を移動した。

本地点の水質は、昭和57年度から昭和63年度にかけて施工された河床のヘドロ固化工事により改善された。平成6年度から平成7年度にかけて一時水質が悪化したものの、平成8年度以降は改善の傾向が続いており、調査地点の中では比較的良好な状況である。

表 4-3-13 緑川鬼澤橋経年変化

項目 年度	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	MBAS (mg/l)	NH ₄ -N (mg/l)	透視度 (度)	BOD 負荷量 (g/秒)	BOD 75%値 (mg/l)
19	3.7	6.2	5.9	6.9	0.02	0.71	49.1	0.5	3.7
20	2.4	5.3	5.0	8.2	0.02	0.32	48.5	0.2	2.5
21	3.2	5.4	5.0	6.5	0.10	1.35	68.1	0.3	4.0
22	4.3	6.3	7.8	6.3	0.06	1.26	56.7	0.8	4.7
23	15.5	11.1	13.8	7.3	0.14	1.77	41.6	0.8	12.0
24	6.0	6.7	6.0	4.5	0.12	1.26	55.1	0.2	4.9
25	2.5	6.1	5.8	5.7	0.07	0.45	69.8	0.5	2.9
26	4.4	5.8	5.0	7.8	0.02	1.00	60.0	1.6	2.6
27	7.0	6.2	8.0	8.6	0.02	0.22	71.0	0.1	3.1
28	4.2	6.5	5.0	7.2	0.03	1.90	56.5	0.4	3.9

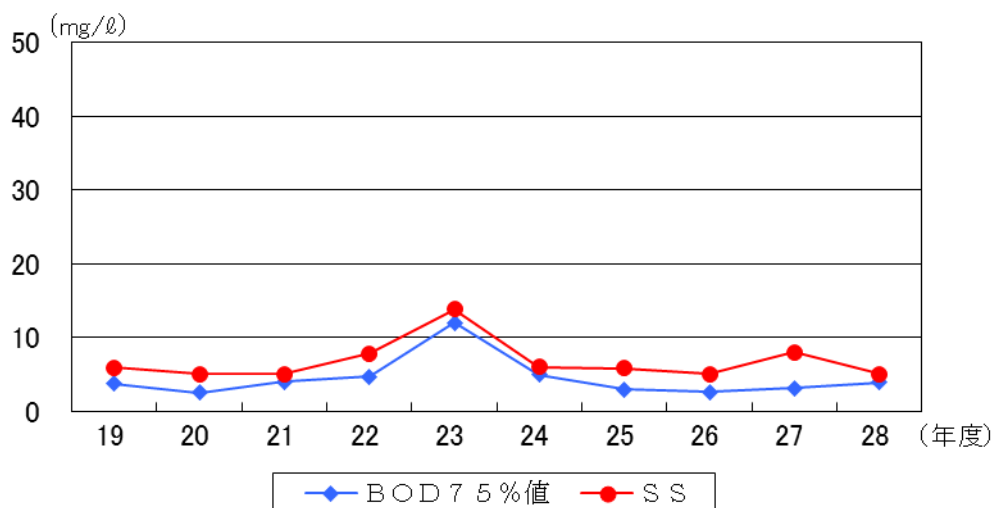


図 4-3-11 緑川鬼澤橋 BOD75%値・SS 経年変化

(11) 道満河岸釣場（棧橋中央部付近）

道満河岸は、旧荒川が蛇行していた名残の三日月湖であり、現在は公益財団法人戸田市水と緑の公社の釣場として利用されている。閉鎖性水域であるため、生活排水等の流入は無いものの、水源をポンプアップした地下水に依存するだけなので、釣り餌等の投入による富栄養化の影響として、浮遊物質量が慢性的に高く、透視度はかなり低くなっている。また、夏場にはアオコが毎年発生している。

表 4-3-14 道満河岸釣場経年変化

項目 年度	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	MBAS (mg/l)	NH ₄ -N (mg/l)	透視度 (度)	BOD 負荷量 (g/秒)	COD 75%値 (mg/l)
19	8.0	10.8	30.3	13.5	0.01	0.19	22.5	—	15.0
20	7.3	12.2	31.5	13.3	0.01	0.05	22.0	—	12.0
21	6.3	11.0	44.3	12.7	0.09	0.15	19.2	—	11.0
22	9.8	12.7	39.5	14.5	0.04	0.13	13.5	—	15.0
23	10.4	11.6	20.8	14.3	0.07	0.69	23.4	—	12.0
24	6.3	8.8	25.5	12.7	0.05	0.11	17.1	—	9.1
25	6.6	11.7	22.8	16.0	0.06	0.23	21.5	—	14.0
26	7.6	9.7	19.0	12.4	0.03	0.10	20.0	—	9.3
27	6.6	11.8	32.0	13.0	0.01	0.06	19.0	—	13.0
28	6.6	11.0	29.0	12.6	0.02	0.20	19.5	—	8.7

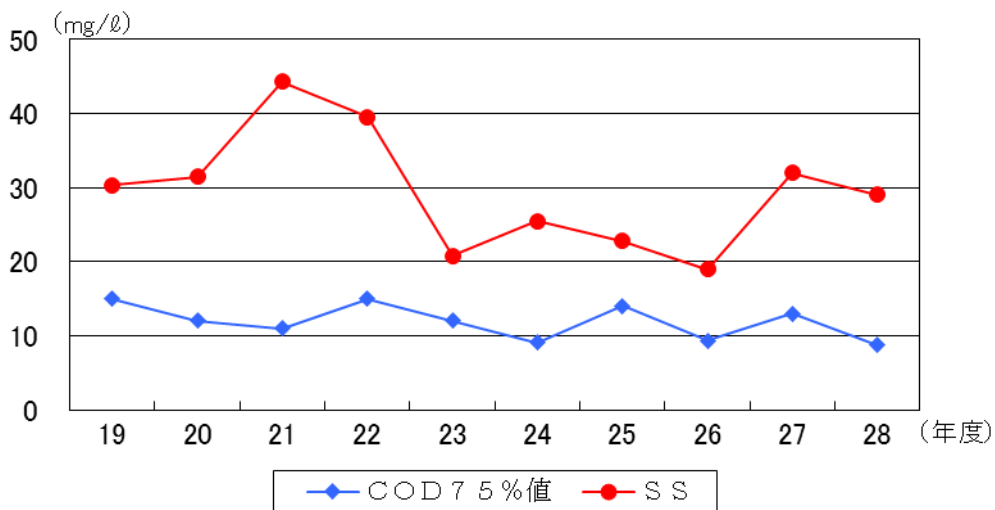


図 4-3-12 道満河岸釣場 COD75%値・SS 経年変化

(12) 荒川第一調節池（彩湖）

彩湖は、荒川の治水対策と首都圏の水需要に設けられた貯水機能を持つ洪水調節池であり、さいたま市の秋ヶ瀬取水堰（環境基準類型 B・水道 3 級）から取水し、季節や気候の変動に応じて貯水量を調節している。

本地点の水質は、調査地点の中で最も良好な状況である。閉鎖性水域により、小河川の流入がなく、荒川からの流入がほとんどであるためと考えられる。DO は、過飽和の状態が続いている。調査開始から経年的に大きな変化は見られなかったが、28年度は COD、SS において高い値を示した。これはアオコ類の発生によるものだと考えられる。

表 4-3-15 荒川第一調節池経年変化

項目 年度	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	MBAS (mg/l)	NH ₄ -N (mg/l)	透視度 (度)	BOD 負荷量 (g/秒)	COD 75%値 (mg/l)
19	1.2	4.2	2.3	9.7	0.01	0.06	50.0	—	4.3
20	1.5	4.7	3.8	10.3	0.01	0.05	50.0	—	4.5
21	2.5	3.9	3.0	11.3	0.06	0.06	92.8	—	3.9
22	2.8	4.7	3.0	10.2	0.02	0.10	82.5	—	4.7
23	2.5	5.2	4.0	11.7	0.08	0.50	82.8	—	4.9
24	3.3	5.9	8.0	11.9	0.03	0.06	64.7	—	6.1
25	2.3	6.1	6.8	11.3	0.06	0.32	69.0	—	6.3
26	2.0	4.4	3.0	10.4	0.02	0.10	89.0	—	4.5
27	1.4	4.1	2.0	11.0	0.01	0.05	100.0	—	4.5
28	4.7	14.0	22.0	13.0	0.02	0.10	52.8	—	5.8

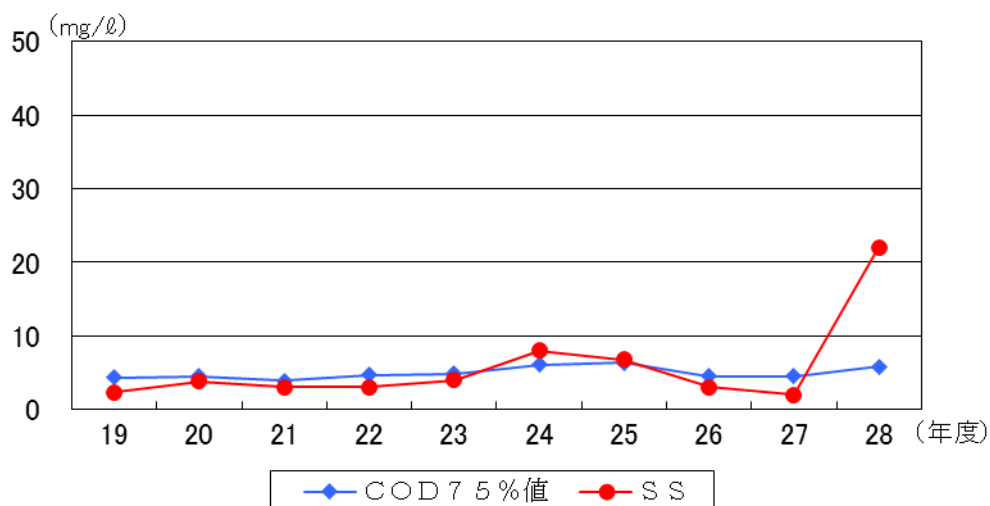


図 4-3-13 荒川第一調節池 COD75%値・SS 経年変化

(13) 戸田漕艇場（中央大学戸田艇庫前南岸）

ここは、戸田市立の艇庫をはじめ、企業・大学の艇庫がある、全長約 2.4km におよぶ漕艇場であり、かつては東京オリンピックにも用いられ、現在も国体やインターハイなどに利用されている。

水の流入がない閉鎖性水域であるが、開設以来浚渫が実施されていないため、堆積物はかなりあるものと思われるが、水質は昭和 53 年の測定開始以来、比較的良好な状態を維持している。

表 4-3-16 戸田漕艇場経年変化

項目 年度	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	DO (mg/l)	MBAS (mg/l)	NH ₄ -N (mg/l)	透視度 (度)	BOD 負荷量 (g/秒)	COD 75%値 (mg/l)
19	2.3	6.0	12.5	9.1	0.01	0.09	37.8	—	6.4
20	2.1	6.7	11.3	9.6	0.01	0.05	36.3	—	7.1
21	3.6	5.6	11.0	11.4	0.09	0.06	35.5	—	5.6
22	2.4	5.6	10.5	9.9	0.03	0.19	40.0	—	6.0
23	3.6	6.6	11.0	10.1	0.09	0.62	32.9	—	7.0
24	4.3	7.0	13.5	10.0	0.06	0.07	31.9	—	6.5
25	2.3	7.9	11.3	9.1	0.06	0.50	33.7	—	8.2
26	1.8	4.8	8.0	10.1	0.02	0.10	40.0	—	4.9
27	0.9	4.4	5.0	8.8	0.01	0.06	78.0	—	4.3
28	1.5	4.2	3.0	9.0	0.02	0.10	88.8	—	4.3

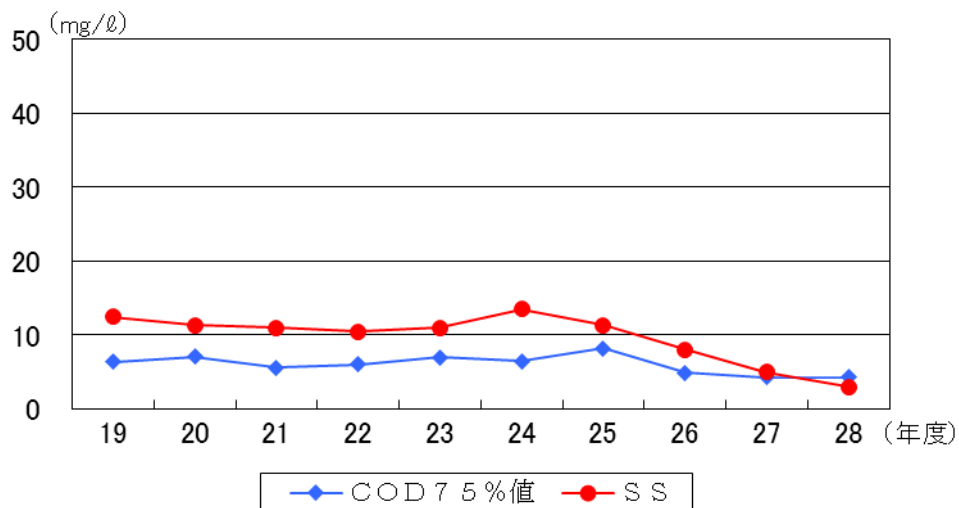


図 4-3-14 戸田漕艇場 COD75%値・SS 経年変化

第2節 工場・事業場立入調査

戸田市は、市域の約90%の地域で公共下水道が整備されているが、それ以外の未整備地域の工場・事業場を対象として、埼玉県中央環境管理事務所が水質汚濁防止法等に基づき立入調査を行っている。

市職員はその調査に同行してその実態を把握している。排水基準に適合しない工場等については、合同で改善指導を行っている。

平成28年度の県主体の立入調査では、排水基準を超過した工場等が2件あった。

市内河川への油流出などの水質異常事故発生時は、埼玉県中央環境管理事務所、さいたま県土整備事務所、国土交通省、戸田市〔環境課、道路河川課、下水道施設課〕が緊密な連絡をとり、相互協力のもとに現地調査の実施、被害の拡大防止、発生源の究明に努めている。

表 4-3-17 平成28年度埼玉県による立入調査及び行政措置状況

立入調査 件数	採水検査 件数	不適合 件数	採水件数中の 不適合率(%)	行政処分		
					改善勧告	注意
52	11	2	18.2	0	0	2

表 4-3-18 平成28年度戸田市内の水質異常処理状況

魚の浮上	油の流出	着色水	その他	合計
1	6	0	0	7

用語の解説（水質編）

環境基準：環境基本法による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件として、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準である。

健康項目：人の健康の保護に関する環境基準である。水質汚濁物質の中で、人の健康に有害なものとして定められた物質（表 3-3-2 中の物質）ごとに、公共用水域中の許容範囲が定められている。また、工場排水に含まれる有害物質の量は、物質の種類ごとに排水基準として排出許容限度が定められている。

生活環境項目：生活環境の保全に関する環境基準である。水質汚濁物質の中で、主に有機物に起因する汚れに関し、生活環境に悪影響を及ぼす恐れのあるものが対象とされている（表 3-3-3 の項目）。

pH（水素イオン濃度）：pH（ペーハー）とは、水溶液中の水素イオン濃度を対数で表したもので、水溶液の酸性、アルカリ性を示す指標である。中性は pH 7 であり、酸性になると 7 よりも小さく、アルカリ性では 7 よりも大きくなる。例えば、牛乳は弱い酸性で pH 6 程度、石けん液は弱いアルカリ性で pH 8 から 9 程度である。

BOD（生物化学的酸素要求量）：河川水や事業場排水の汚濁を表す上で、一般的に使われる指標。水の汚濁源となる水中有機物質量を示しており、対象水中の好気性微生物が有機物を分解する過程（5 日間）で消費する酸素の量で表され、数値が大きいほど汚濁が著しい。

COD（化学的酸素要求量）：通常 BOD と同時に測定される、汚濁物質の指標。水中の有機物に酸化剤を作用させて、消費された酸素量で表す。湖沼や海域などの水質は、BOD の代わりに COD で規制される。

SS（浮遊物質量）：粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁物質の総称で、一般的に数値が大きいほど透明度が低下する。

DO（溶存酸素量）：水中に溶け込んでいる酸素の量。魚の生息には少なくとも 5 mg/l の溶存酸素が必要といわれ、環境保全上は、臭気発生限界の点から 2 mg/l 以上が必要とされる。

大腸菌群数：水の汚濁のうち、人畜の排泄物等による汚染の程度を知る尺度となる。これが多い場合は、有害細菌も多くなる事が懸念される。

MBAS（陰イオン界面活性剤）：合成洗剤の主成分として使われており、この測定により家庭からの生活雑排水が公共用水域へ与える影響を知ることができる。

NH₄-N（アンモニア性窒素）：水中のアンモニウムイオンに由来する窒素量であり、主な発生源は、し尿浄化槽排水、農業用水（窒素肥料）などである。

透視度：水の見目の透明さの程度を表す指標。透視度計により測定する。

第4章 騒音・振動

第1節 自動車騒音・道路交通振動

本市では自動車騒音・道路交通振動の実態を把握するため、以下の測定を行っている。

1. 短期測定（点的及び面的評価）

市内の主要幹線道路である10の道路12地点（国道4、県道4、市道4）を対象に、連続7日間のうち昼夜3日間の連続測定を実施している。点的評価に加え、平成24年度からは騒音規制法第18条に基づく面的評価を開始している。

2. 常時監視測定

市内の南北を通過する新大宮バイパス線の上部には首都高速道路が併設されており、東西を通過する国道298号線の上部には東京外環自動車道が併設されている。この二つの高速道路の交差点（美女木ジャンクション）の南西に位置する西部福祉センター内に騒音計を設置し、年間を通して測定を実施している。また、新大宮バイパス線沿いの笹目橋交番内にも騒音計を設置し、年間を通して測定を実施している。

1. 短期測定

（1）自動車騒音

①点的評価

各測定地点における時間区分ごとの等価騒音レベルを算出し、要請限度及び環境基準と比較したものを表4-4-1に示す。また騒音測定結果を表4-4-2に示す。

各測定地点の騒音測定値の経年変化を図4-4-1、図4-4-2及び図4-4-3に示す。また測定地点を図4-4-4に示す。

表4-4-1 要請限度・環境基準の超過状況

道路種別	測定地点数	要請限度を 超えた地点数	期間区分別内訳		環境基準を 超えた地点数	期間区分別内訳	
			昼間	夜間		昼間	夜間
			6～22時	22～6時		6～22時	22～6時
国 道	4	0	0	0	3	3	3
県 道	4	0	0	0	1	0	1
市 道	4	0	0	0	4	3	4
合 計	12	0	0	0	8	6	8

②面的評価

道路端における騒音レベルの測定値、道路構造、及び周辺の建物密度などから道路周辺の全体的な騒音レベルの推計を行い、評価区間の道路端から50mまでに立地する住居での騒音レベルが環境基準値を満たす住居の割合を示すものである。平成28年度は実施年度ではないため行わなかった。

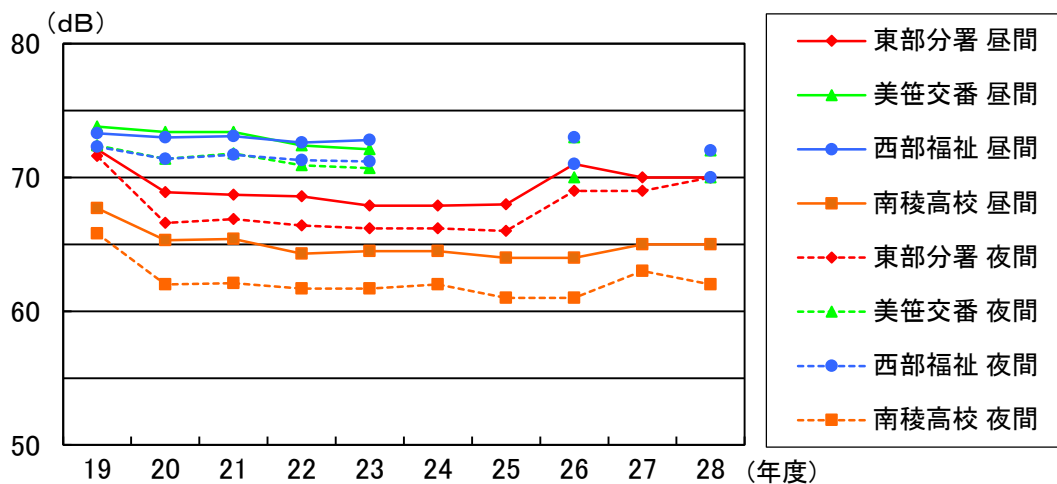


図 4-4-1 自動車騒音測定経年変化 (国道分)

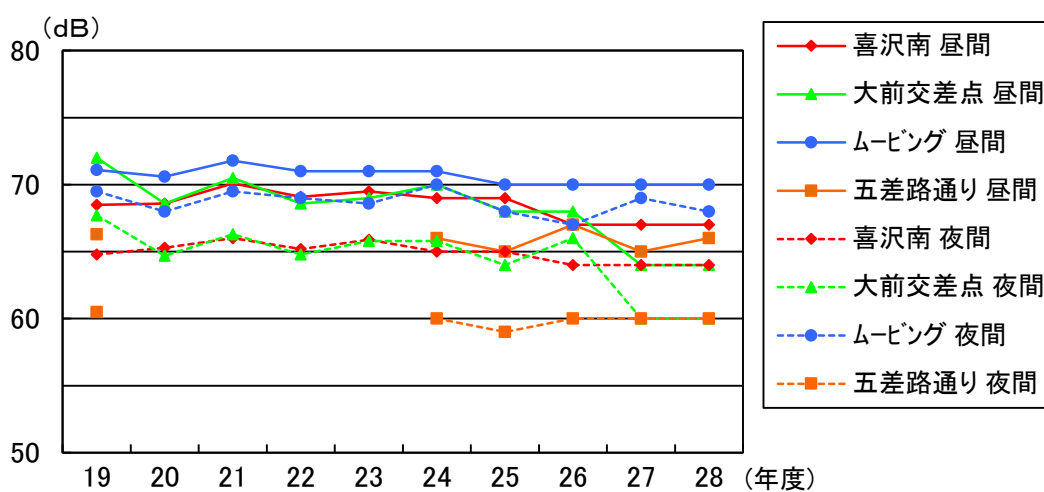


図 4-4-2 自動車騒音測定経年変化 (県道分)

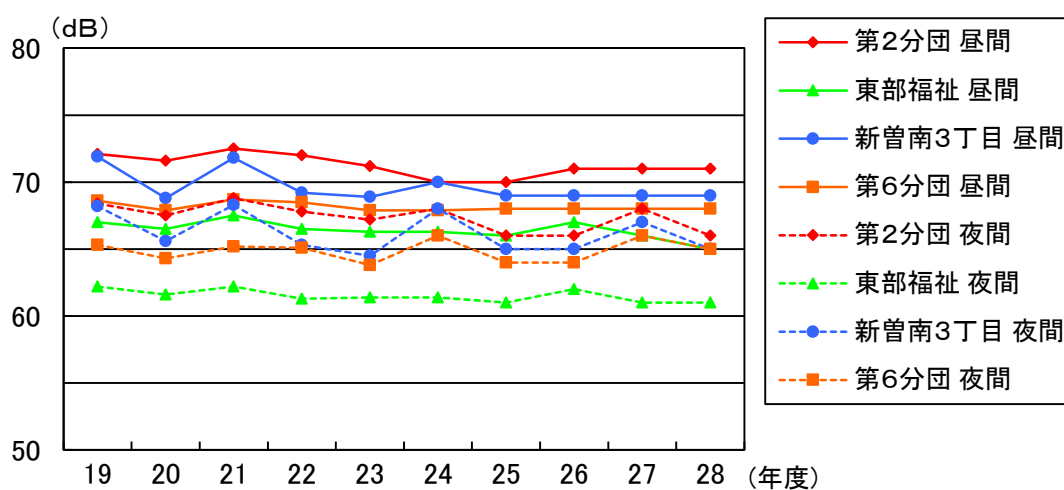


図 4-4-3 自動車騒音測定経年変化 (市道分)

(2) 道路交通振動

測定結果の平均振動レベルは、すべての測定地点で要請限度を下回っている。

表 4-4-2 平成28年度 自動車騒音、道路交通振動測定結果

No.	道路名	測定場所	用途地域	測定年月日	騒音 (dB)						振動 (dB)				交通量 (台/時)			
					測定結果 (Leq)		環境基準 (適○、否×)		測定結果 (Leq)		要請限度 (適○、否×)		測定結果 (L10)		要請限度 (適○、否×)		昼間	夜間
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間		
1	国道 17 号	消防署東部分署 下前 1-14-20	商業地域	12.6 ~12.9	71	70	70	65	70	70	75	70	47	44	70	65	1,068	720
2	新大宮バイパス (上り)	埼玉県美笹交番 美女木 4-22-11	準工業地域	1.17 ~1.20	73	70	70	65	70	70	75	70	50	48	70	65	1,521	699
3	新大宮バイパス (下り)	西部福祉センター 美女木 5-2-16	準工業地域	1.17 ~1.20	72	70	70	65	70	70	75	70	50	49	70	65	1,428	870
4	国道 298 号	埼玉県立南稜高校 美女木 4-23-4	準工業地域	1.17 ~1.20	65	62	70	65	62	65	75	70	41	39	70	65	2,952	1,356
5	県道練馬一川口線 (外回り)	喜沢南会館 喜沢南 1-7-6	第1種 住居地域	12.6 ~12.9	67	65	70	65	64	67	75	70	46	41	65	60	540	264
6	県道練馬一川口線 (外回り)	大前交差点付近 本町 2-16-11	第1種 住居地域	12.6 ~12.9	64	60	70	65	60	64	75	70	42	35	65	60	726	342
7	県道朝霞一蔵線	榑ムービング戸田流通センター 美女木東 2-5-1	工業地域	1.17 ~1.20	70	68	70	65	68	70	75	70	50	47	70	65	534	189
8	県道新倉一蔵線	上戸田 3 丁目交差点付近 上戸田 5-7	第1種 住居地域	12.12 ~12.16	66	60	70	65	60	66	75	70	36	29	65	60	324	162
9	市道第 3012 号線	消防団第 2 分団 新曽南 2-12-28	第1種 住居地域	12.12 ~12.16	71	66	65	60	66	71	75	70	48	40	65	60	726	369
10	市道第 3027 号線	東部福祉センター 下前 1-2-20	第1種 住居地域	1.17 ~1.20	65	61	65	60	61	65	75	70	41	34	65	60	423	153
11	市道第 3074 号線	新曽南 3-17-35 付近 新曽南 3-17-35	工業地域	12.12 ~12.16	69	65	65	60	65	69	75	70	48	42	70	65	495	174
12	市道第 4001 号線	消防団第 6 分団 笹目 3-8-6	第2種 住居地域	12.12 ~12.16	68	65	65	60	65	68	75	70	45	41	65	60	1,086	354

※騒音の時間区分・・・昼間 (6~22時)、夜間 (22~6時)、夜間の時間区分 (要請限度)・・・昼間 (8~19時)、夜間 (19~8時)
交通量は、昼間 2 時間、夜間 2 時間分

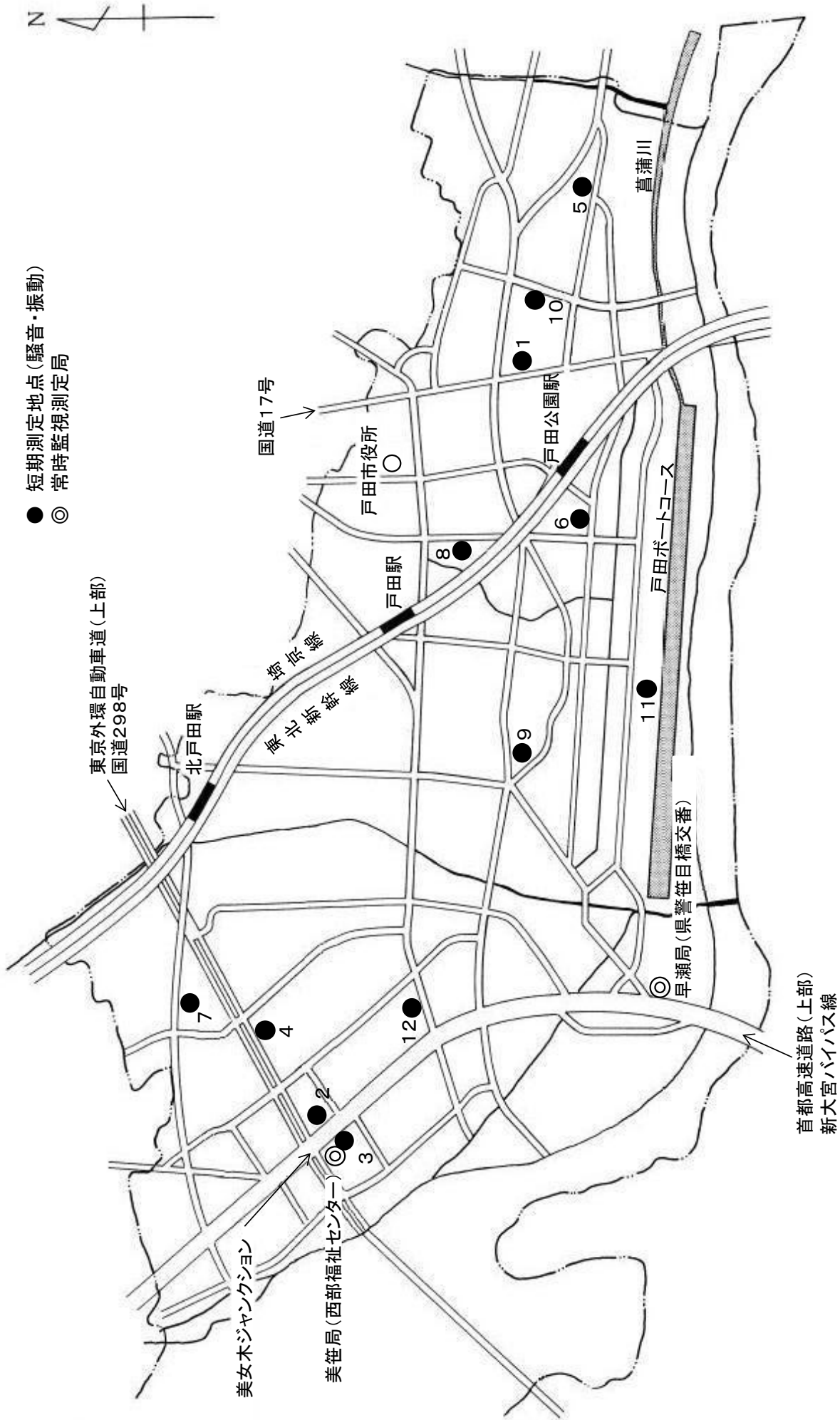


図 4-4-4 平成 28 年度 自動車騒音、道路交通振動測定地点

2. 常時監視測定

常時監視測定局の一覧を表 4-4-3 に示す。また各測定局における「昼間」及び「夜間」の測定騒音レベルの月平均値と、それらの要請限度、環境基準との比較を表 4-4-4 及び表 4-4-5 に示す。また参考として年平均値の経年変化を図 4-4-5 及び 図 4-4-6 に示す。

※評価値について

等価騒音レベル (Leq) による経年変化を示す。

等価騒音レベル (Leq) の導入は環境基準が平成 11 年度、要請限度が平成 12 年度である。

表 4-4-3 常時監視測定局設置一覧

測定局名	設置場所	測定開始年月日
早瀬局	埼玉県警笹目橋交番内 (早瀬 1-9)	平成 4 年 6 月
美笹局	西部福祉センター内 (美女木 5-2-16)	平成 4 年 6 月

表 4-4-4 平成 28 年度 早瀬局騒音測定結果

月	月平均値 (デシベル)		環境基準との比較		要請限度との比較	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
	6~22 時	22~6 時	70	65	75	70
4	69	66	○	×	○	○
5	68	66	○	×	○	○
6	69	66	○	×	○	○
7	69	67	○	×	○	○
8	69	67	○	×	○	○
9	69	67	○	×	○	○
10	69	67	○	×	○	○
11	70	67	○	×	○	○
12	69	67	○	×	○	○
1	69	67	○	×	○	○
2	69	67	○	×	○	○
3	70	67	○	×	○	○

※評価 ○・・・基準内 ×・・・基準を超過している。

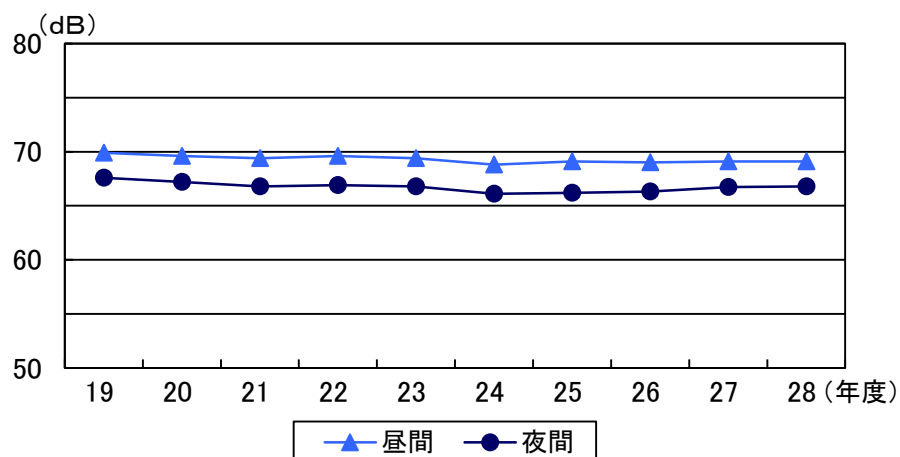


図 4-4-5 早瀬局騒音経年変化

表 4-4-5 平成28年度 美笹局騒音測定結果

月	月平均値 (デシベル)		環境基準との比較		要請限度との比較	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
	6~22時	22~6時	70	65	75	70
4	72	70	×	×	○	○
5	72	70	×	×	○	○
6	71	69	×	×	○	○
7	71	69	×	×	○	○
8	72	70	×	×	○	○
9	72	70	×	×	○	○
10	71	69	×	×	○	○
11	72	70	×	×	○	○
12	71	70	×	×	○	○
1	71	69	×	×	○	○
2	71	69	×	×	○	○
3	72	70	×	×	○	○

※評価 ○・・・基準内 ×・・・基準を超過している。

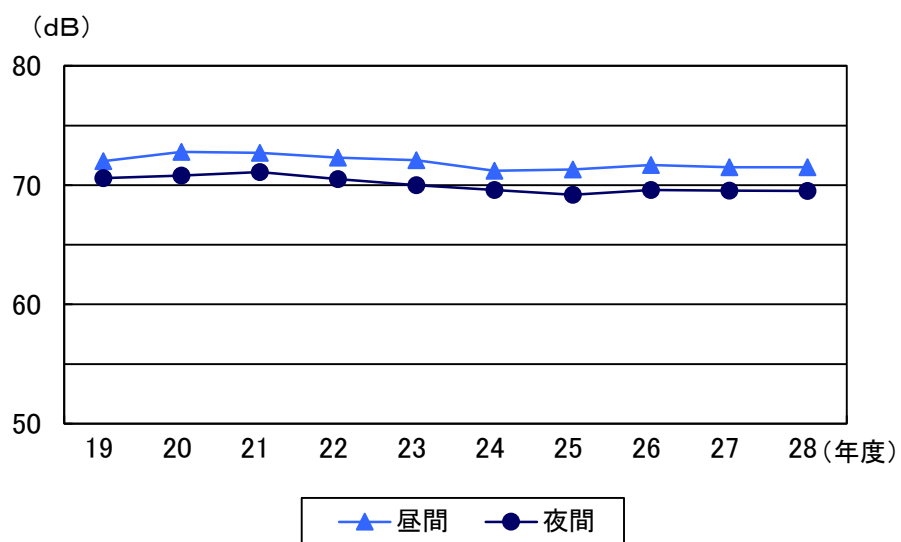


図 4-4-6 美笹局騒音経年変化

第2節 鉄道騒音・振動

本市においては、昭和60年11月に開通した東北・上越新幹線（上野～大宮間）等が通過している。沿線においては車両の通過に伴う騒音・振動が生じており、これらの実態を把握するために埼玉県で騒音・振動の測定を実施している。

1. 鉄道騒音

平成28年5月19日及び6月14日に戸田駅北部（新曽1300付近）の4地点で測定を行った。各測定地点は軌道中心線から25m、50m離れた地点（上り・下り側）とし、原則として連続して通過する上り下り計20本の列車の騒音の最大値を測定した。

新幹線の騒音に対しては、環境基準（住居系地域＝70dB、商業・工業系地域＝75dB）が定められている。

2. 鉄道振動

新幹線の振動に対しては、「環境保全上急務を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告 昭和51年3月12日）」によって指針値（70dB）が定められている。

表 4-4-6 東北・上越新幹線鉄道騒音・振動測定結果

測定場所	速度(km/h)	騒音(dB)			振動(dB)
	平均	25 m	50 m	100 m	25 m
上り	104	76	68	—	44
下り	105	71	68	—	48

※測定年月日…平成28年5月19日(下り) 東京起点…21.0 km cv 軌道の種類…弾直
平成28年6月18日(上り)

測定地点…戸田市新曽1300付近 構造物の種類…PCけた 構造物の高さ…7.4 m
用途地域…第1種住居地域 防音壁の種類…逆L 防音壁の高さ…2.54 m

注1 列車速度は、ストップウォッチによる計測である。

注2 測定結果欄の距離は、測定地点側の新幹線の軌道中心線からの距離である。

注3 2つ以上の列車の重なりによる複合騒音、振動は除く。

注4 測定結果欄のアンダーラインは、測定地点がほぼ鉄道のガード下、環境空間内のものである。

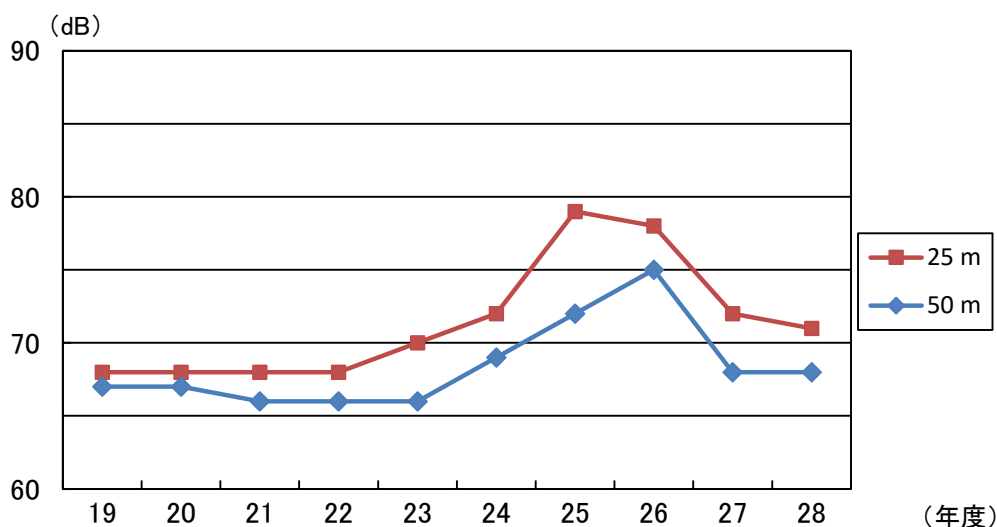


図 4-4-7 新幹線鉄道騒音経年変化 (下り側地点)

第3節 深夜営業騒音

深夜営業騒音とは、県で指定する飲食店等の業種及び音声機器の使用に伴って発生する騒音のことである。

埼玉県では、夜間の静穏を保持し生活環境を保全するために、「埼玉県生活環境保全条例」で午後10時からの音量規制に加え、商業地域、工業地域及び工業専用地域を除く指定地域での午後11時以降の音響機器の使用制限を行っている。

さらに本市では、公害の未然防止の観点から川口保健所と協議し、音響機器を使用して飲食店営業を営む者が、保健所に営業許可申請を行う際に現地調査を行い、事前指導を実施している。

平成28年度の事前指導件数は、1件であった。

第4節 特定建設作業

建築物の建設、解体や道路・下水道築造などの工事現場から発生する騒音・振動は、使用する機械と作業の性質上、周辺環境に及ぼす影響が大きく、周辺住民から「話ができない」、「眠れない」、「建物の壁にヒビが入った」など、感覚的、物理的被害の苦情が発生することがある。

このため建設作業のうち8作業を騒音規制法で、4作業を振動規制法で「特定建設作業」と定め、届出及び規制基準等を規定している。

かつては、大型の建物建設時に行われる打撃型くい打ち作業による苦情が多く見受けられたが、現在は圧入式くい打ち機の発展によりほぼ見られなくなった。しかし、主に解体時に用いられるさく岩機・ブレーカーによる騒音、振動苦情はあまり変化がない。また、特定建設作業には該当しない（1日だけの作業を含む。）建設・解体時の騒音苦情も多く寄せられている。

なお、平成28年度の届出件数については、25件であった。

騒音に関する規制基準

特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼 8～19時	朝・夕 6～8時 19～22時	夜 22～6時
第1種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

※1 第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベル減じた値とする。

※2 特定工場等とは、下表に示す施設を保有又は作業を行う工場等をいう。

特定施設（騒音規制法）及び指定騒音施設・指定騒音作業（埼玉県生活環境保全条例）

騒音規制法		埼玉県生活環境保全条例		
特定施設		指定騒音施設		指定騒音作業
1	金属加工機械	1	木材加工機械	1 業として金属板のつち打加工を行う作業
2	空気圧縮機及び送風機	2	合成樹脂用粉碎機	
3	土石用又は鉱物用の破碎機 摩砕機 ふるい及び分級機	3	ペレタイザー	2 業としてハンドグラインダーを使用する作業
		4	コルゲートマシン	
4	織機	5	シェイクアウトマシン	3 業として電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業
5	建設用資材製造機械	6	ダイカスト機	
		7	冷却塔	
6	穀物用製粉機	※各機械の種類、出力によって一部除外あり。		
7	木材加工機械			
8	抄紙機			
9	印刷機械			
10	合成樹脂用射出成形機			
11	鋳造型機			

特定建設作業において発生する騒音の規制基準

建設作業の種類	1	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	
	2	びょう打機	
	3	さく岩機	
	4	空気圧縮機	
	5	コンクリートプラント アスファルトプラント	
	6	バックホウ	
	7	トラクターショベル	
	8	ブルドーザー	
区域区分	1号	2号	
規制基準	85 デシベル		
作業禁止時間	19～7時	22～6時	
最大作業時間	10時間/日	14時間/日	
最大作業日数	連続6日		
作業禁止日	日曜・休日		

1号区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 上記区域以外の区域で、学校、 保育所、病院、患者の収容施設を 有する診療所、図書館、特別養 護老人ホーム及び幼保連携型認定 こども園の施設の敷地の周囲おお むね80m以内の区域
	2号区域

※工法、各機械の種類、出力によって一部除外あり。

自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼	夜
	6～22時	22～6時
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する空間	75 デシベル	70 デシベル

※1 区域の区分

区域の区分	該当地域
a 区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
b 区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域
c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

※2 車線とは、1縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

※3 幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、県道及び4車線以上の市町村道をいう。

※4 近接する空間とは、道路端からの距離が2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。

屋外作業場において発生する騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼	朝・夕	夜
		8～19時	6～8時 19～22時	22～6時
第1種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第4種区域	工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

※1 第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から5デシベル減じた値とする。

※2 屋外作業場とは、次の3つのことをいう。

- ① 廃棄物、原材料、土石及び鉱物を保管するために屋外に設けられた場所で、面積が150 m²以上であるもの
- ② 自動車駐車場（20台以上駐車できるもの）
- ③ トラックターミナル

深夜営業において発生する騒音の規制基準

1. 音量の制限（午後10時～午前6時）

区域	規制基準	対象営業
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	45 デシベル	1 飲食店営業 2 喫茶店営業 3 ボーリング場営業 4 バッティングセンター営業 5 ゴルフ練習場営業 6 小売店営業（店舗面積が500 m ² 以上） 7 公衆浴場営業（保養を目的とするもの）
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	50 デシベル	

2. 音響機器の使用禁止（午後 11 時～午前 6 時）

区域	対象営業	対象機器
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 近隣商業地域 準工業地域	1 飲食店営業	1 カラオケ装置 2 ステレオセットその他の音響機器 3 拡声装置 4 録音・再生装置 5 有線ラジオ放送装置（受信装置に限る） 6 楽器
	2 喫茶店営業	
	3 ボーリング場営業	
	4 バッティングセンター営業	
	5 ゴルフ練習場営業	
	6 小売店営業（店舗面積が 500 m ² 以上）	
	7 公衆浴場営業（保養を目的とするもの）	

※音響機器から発生する音が営業を行う場所の外部に漏れない場合を除く。

拡声器使用において発生する騒音の規制基準

1. 店頭、街頭等に固定して拡声機を使用する場合

区域の区分		規制基準	使用条件等
第 1 種区域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	60 デシベル	1 使用は午前 10～午後 6 時に限る 2 1 回の使用時間は 20 分以内、次回の使用までに 10 分以上の間隔をおくこと 3 屋外の地上 1.5m の位置における音量
第 2 種区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	65 デシベル	
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	75 デシベル	
第 4 種区域	工業地域	80 デシベル	

2. 移動しながら拡声機を使用する場合

区域の区分		規制基準	使用条件等
第 1 種区域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	70 デシベル	1 使用は午前 10～午後 6 時に限る 2 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム又は幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 100m の区域内においては、拡声器を使用しないこと 3 停止している間に拡声器を使用する場合においては、音源から 10m 以上離れた地上 1.5m の位置における音量
第 2 種区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	75 デシベル	
第 3 種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	85 デシベル	
第 4 種区域	工業地域	85 デシベル	

騒音に関する環境基準

一般地域

区域の区分		時間の区分	
		昼 6～22時	夜 22～6時
A 地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 デシベル	45 デシベル
B 地域	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域、用途地域の指定のない区域		
C 地域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	60 デシベル	50 デシベル

道路に面する地域

地域の区分		時間の区分	
		昼 6～22時	夜 22～6時
A 地域のうち2車線以上の車線を有する地域		65 デシベル	55 デシベル
B 地域のうち2車線以上の車線を有する地域及び C 地域のうち車線を有する地域		70 デシベル	65 デシベル
幹線交通を担う道路に近接する空間	屋外	75 デシベル	70 デシベル
	窓を閉めた屋内	75 デシベル	70 デシベル

振動に関する規制基準

特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼 8～19時	夜 19～8時
第1種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 デシベル	60 デシベル

※1 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、それぞれの区域について定める当該値から 5 デシベル減じた値とする。

※2 特定工場等とは、下表に示す施設を保有又は作業を行う工場等をいう。

特定施設（振動規制法）及び指定振動施設（埼玉県生活環境保全条例）

振動規制法				埼玉県生活環境保全条例	
特定施設				指定振動施設	
1	金属加工機械	6	木材加工機械	1	シェイクアウトマシン
2	圧縮機	7	印刷機械	2	オシレイティング コンベア
3	土石用又は鉱物用の破碎機 摩砕機 ふるい及び分級機	8	ゴム練用又は合成樹脂用のロール機		
		9	合成樹脂用射出成形機		
4	織機	10	鋳型造型機		
5	コンクリートブロックマシン	※各機械の種類、出力によって一部除外あり。			

特定建設作業において発生する振動の規制基準

建設作業の種類	1	くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	
	2	鋼球	
	3	舗装版破砕機	
	4	ブレーカー	
区域区分	1号	2号	
規制基準	75 デシベル		
作業禁止時間	19～7時	22～6時	
最大作業時間	10時間/日	14時間/日	
最大作業日数	連続6日		
作業禁止日	日曜・休日		

※工法、各機械の種類、出力によって一部除外あり。

1号区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 上記区域以外の区域で、学校、 保育所、病院、患者の収容施設を 有する診療所、図書館、特別養 護老人ホーム及び幼保連携型認定 こども園の施設の敷地の周囲 おおむね 80m 以内の区域
	2号区域

道路交通振動の限度

区域の区分		時間の区分	
		昼 8～19時	夜 19～8時
第1種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	65 デシベル	60 デシベル
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

屋外作業場において発生する振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼 8～19時	夜 19～8時
第1種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65 デシベル	60 デシベル

※1 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼
保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50m の区域内における規制基準は、それぞれの区
域について定める当該値から 5 デシベル減じた値とする。

※2 屋外作業場とは、次の3つのことをいう。

- ① 廃棄物、原材料、土石及び鉱物を保管するために屋外に設けられた場所で、面積が 150 m²
以上であるもの
- ② 自動車駐車場（20 台以上駐車できるもの）
- ③ トラクターミナル

用語の解説（騒音・振動編）

〔騒音用語〕

- 自動車騒音**：自動車の走行に伴い発生する騒音で、主な発生源はエンジン音、排気音及びタイヤと路面の摩擦音である。特に大型トラック、バス等が問題となっている。
- 点的評価**：道路に面する地域で測定された自動車騒音レベルについて、環境基準の達成状況の評価するものである。
- 面的評価**：道路端における騒音レベルの測定値、道路構造、及び周辺の建物密度などから道路周辺の全体的な騒音レベルの推計を行い、実際に道路付近（道路端から50mまで）に立地する住居での騒音レベルが、環境基準を満たす住居の割合を把握するものである。
- 騒音計**：日本工業規格（JIS）により人間の聴感補正回路を内蔵し耳に聞こえる音の大きさを表示する機械。単位はデシベル。
- 等価騒音レベル**：騒音レベルのエネルギー平均値で、対象となる騒音と等しいエネルギーを持つ定常音のレベルである。
- 要請限度**：自動車による騒音及び振動がこの値を超え、かつ周辺の生活環境が著しく損なわれる場合、公安委員会と道路管理者へ要請できる基準。
- 環境基準**：人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、騒音についても定められている。
- 規制基準**：工場騒音、特定建設作業及び深夜営業騒音等について定められ、この基準を超えている場合は行政処分等がある。
- 指定地域**：騒音規制を受ける地域で、戸田市内全域が該当する。

〔振動用語〕

- 道路交通振動**：車両重量、交通量、走行速度及び路面状態により発生量の差がある。特に、路面状態の良否により5～10デシベルの差がある。
- 規制基準**：騒音の場合と同様で、工場振動及び特定建設作業等について定められている。

第5章 悪臭・地盤沈下

第1節 悪臭

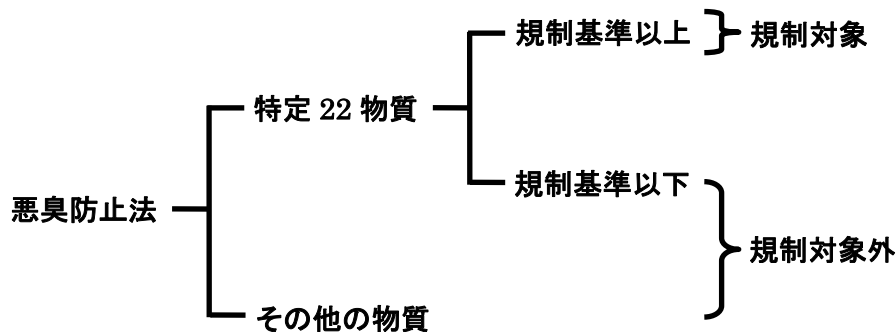
悪臭は、人によって感じ方が異なる感覚公害である。加えて、悪臭物質は数十万種もあり、かつ発生源も多種多様にわたっている。このため、臭気測定や脱臭技術は、同じ感覚公害といわれる騒音などと比較して格段の難しさがある。

近年、住工混在地区における短時間の臭気でも苦情が発生するなど、悪臭に対する関心が高まっている。

工場・事業場から発生する悪臭については、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例によって規制を行っている。

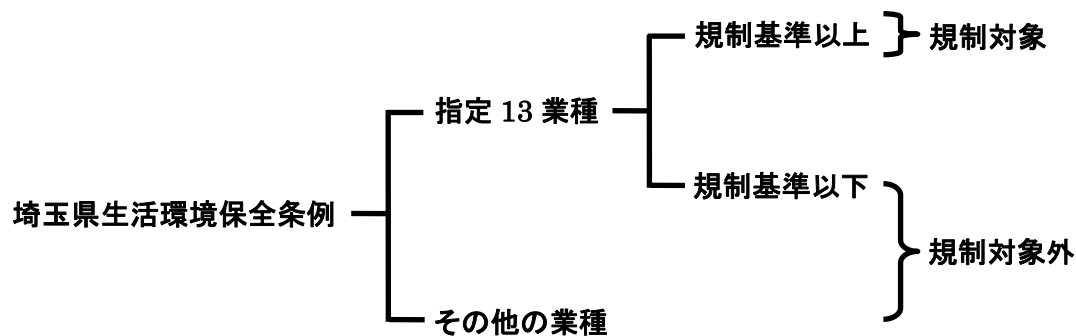
1. 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では悪臭原因物質を 22 物質特定し、その濃度で規制している。



2. 埼玉県生活環境保全条例による規制

埼玉県生活環境保全条例では、悪臭を発生する業種を指定し、排出される悪臭の臭気濃度で規制をしている。



3. 苦情処理状況

悪臭苦情の発生源は、塗装工場、印刷業、廃棄物の焼却、浄化槽からの排水が多い。これらの対策として、塗装工場、印刷業の事業場は脱臭装置の設置が有効であり、市では設置と適正管理を指導している。廃棄物の焼却については、違法行為の場合は即時その場で中止させている。浄化槽については、適正管理と法定検査の受検を指導している。

近年では、臭気規制対象外や発生源不明な悪臭苦情の相対的な増加傾向が挙げられる。

なお、平成 28 年度の悪臭苦情件数は 10 件（重複を除く）だった。

悪臭に関する規制基準

特定悪臭物質（悪臭防止法）の規制基準

1. 敷地境界線における規制基準

(単位：ppm)

特定悪臭物質	A 区域	B 区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

※1 区域の区分

区域の区分	該当地域
A 区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域 第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域、近隣商業地域 商業地域、準工業地域
B 区域	工業地域

2. 煙突等の排出口における規制基準

13 物質について設定されており、敷地境界線の基準を用いて換算式により算出される。

規制物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
------	--

3. 排出水中の規制基準

物質名	排出水の流量 (m ³ /s)	排出水中の濃度 (mg/ℓ)	
		A 区域	B 区域
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.06
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007	0.01
	0.1 を超過	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.3
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02	0.07
	0.1 を超過	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07	0.3
	0.1 を超過	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	2
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1	0.4
	0.1 を超過	0.03	0.09

臭気濃度（埼玉県生活環境保全条例）の規制基準

規制対象業種		許容限度		敷地境界線	気体排出口
		区域の区分			
1	塗装工事業	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域	臭気濃度 10	臭気濃度 300	臭気濃度
2	食料品製造業				
3	合板製造業				
4	家具製造業				
5	パルプ・紙・紙加工品製造業				
6	印刷業				
7	化学工業	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	臭気濃度 20	臭気濃度 500	臭気濃度
8	プラスチック製品製造業				
9	ゴム製品製造業				
10	電線・ケーブル製造業	工業地域	臭気濃度 30	臭気濃度 1000	臭気濃度
11	金属製品製造業				
12	一般機械器具製造業				
13	輸送用機械器具製造業				

※製造方法（工程）によって一部除外あり。

第2節 地盤沈下

市内には、現在 12 ヶ所の水準基標があり、県において測量調査を実施している。本市の場合、昭和 40 年代前半に沈下が著しく、昭和 42 年には年間最大沈下量 163mm という激しい沈下を記録した地点もあった。その後、「工業用水法」や「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」などの規制により、地下水から河川表流水への水源転換が進んだため、地盤沈下は昭和 40 年代後半に入って鈍化しはじめ、最近では地盤上昇が確認される年もある。

平成 28 年は、市内全地点で -2.9～-0.1 mm の変動を示した。

表 4-5-1 過去 10 年間の地盤変動状況

年度	上昇基標数／全数	上昇(%)	程度(mm)
19	0/13	0.0	-5～-2
20	12/13	92.3	-2～+3
21	13/13	100.0	+3～+5
22	0/13	0.0	-16～-8
23	0/13	0.0	-30～-25
24	7/13	53.8	-2～+2
25	1/12	8.3	-3～+1
26	2/12	16.7	-2.6～+0.4
27	12/12	100.0	+3.0～+5.9
28	0/12	0.0	-2.9～-0.1

表 4-5-2 精密水準観測量成果表

基標番号	所在地		調査開始	備考
	町(字)名	目 標	年月日	
5	喜沢南 2-2-37	戸田第二小学校	S47.1.1	
6	本町 2-15	本町 2 丁目児童遊園地	H 8.1.1	平成 15 年度改埋
7	新曽南 2-13-8	新曽小学校校庭西南端	S46.2.1	
8	笹目 6-9-1	笹目小学校東北端正門北側	S36.2.1	
16	下戸田 2-30-14 先	国道 17 号線下戸田交差点南側歩道上	S36.2.1	
476	本町 4-2-3 先	国道 17 号線下り車線歩道橋下	S59.2.1	※
017-016	川岸 3-1 先	サーティーワンアイスクリーム前	H19.1.1	※平成 18 年度再設
017-017	上戸田 2-3-5 先	国道 17 号線下り車線歩道縁石上	H12.1.1	※平成 11 年度再設
62-04	笹目 8-5	早瀬公園内	S63.1.1	
9	美女木 5-5-1	美笹公園東南端	H16.1.1	平成 16 年度測定再開
10	美女木 2-22-7	戸田美女木郵便局	H16.1.1	平成 16 年度測定再開
04-01	笹目 5-37-14	荒川終末処理場管理棟	H16.1.1	平成 16 年度測定再開

注 表の備考中「※」は、国設置の水準点。その他は、埼玉県設置の水準点。

表 4-5-3 変動量

基標番号	町(字)名	各年別変動量(mm)					過去5年間の 変動量	調査開始 年からの 変動量 (mm)	H29.1.1 の真高
		H24.1.1 ～ H25.1.1	H25.1.1 ～ H26.1.1	H26.1.1 ～ H27.1.1	H27.1.1 ～ H28.1.1	H28.1.1 ～ H29.1.1			(T.P) (m)
5	喜沢南2-2-37	0	+1	-2.6	+5.3	-2.5	+0.9	-49.9	1.6249
6	本町2-15	+1	0	-1.8	+5.0	-1.5	+2.3	-42.9	2.7989
7	新曽南2-13-8	+2	-1	-0.8	+3.7	-1.0	+2.9	-149.8	3.0449
8	笹目6-9-1	-2	-3	+0.3	+3.0	-0.3	-2.1	-284.8	3.5603
16	下戸田2-30-14先	+1	0	-2.2	+5.1	-1.6	+2.0	-1292.5	3.7772
476	本町4-2-3先	+1	0	-1.7	+4.7	-2.2	+1.5	-45.5	2.7088
017-016	川岸3-1先	+1	-1	-1.9	+4.7	-2.9	+0.4	-37.1	2.2800
017-017	上戸田2-3-5先	+1	-1	-2.0	+5.9	-2.4	+1.8	-36.4	4.1671
62-04	笹目8-5	0	-2	0.0	+3.2	-0.1	+1.6	-41.6	3.6011
9	美女木5-5-1	0	-1	0.0	+4.7	-2.0	+1.4	-35.5	3.5474
10	美女木2-22-7	0	-1	+0.4	+4.7	-1.8	+2.4	-33.2	4.2034
04-01	笹目5-37-14	0	-1	-0.7	+3.1	-1.0	+0.3	-37.8	4.1889

【地下水の採取規制】

(1) 工業用水法

対象業種：製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業

揚水設備：動力を用いて地下水（温泉法による温泉を除く）を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積が 6cm²を超えるもの

許可基準：揚水機の吐出口の断面積が 21 cm²以下、ストレーナー位置が地表から 550m 以深

(2) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律

対象設備：冷房設備、水洗便所、暖房設備、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場法による公衆浴場で、浴室の床面積の合計が 150 m²を超えるもの

揚水設備：動力を用いて地下水（温泉法による温泉を除く）を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積が 6 cm²を超えるもの

許可基準：揚水機の吐出口の断面積が 21 cm²以下、ストレーナー位置が地表から 650m 以深

(3) 埼玉県生活環境保全条例

対象設備：すべての用途（工業用水法、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、温泉法等に係るものを除く）

揚水設備：動力を用いて地下水（温泉法による温泉を除く）を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積が 6 cm²以下は届出、6 cm²を超えるものは許可が必要

許可（届出）基準：基準は次のとおり

①許可…揚水機の吐出口の断面積が 21 cm²以下、ストレーナー位置が地表から 650m 以深

②届出…揚水機の定格出力が 2.2kW 以下、1日の採取量が 50 m³以下

第6章 ダイオキシン類

第1節 ダイオキシン類の現況

ダイオキシン類について、市では平成10年度より大気・水質・土壌の測定を行っている。

平成17年度からは河川底質の測定を行っている。(水質調査時に試料採取)

調査開始以降では、平成10年度の荒川左岸排水路(のちに「さくら川」と改称)における水質、平成13・14年度の美女木小学校屋上の大気において環境基準超過があった。近年では、平成18・19・20年度に水質において環境基準超過が複数みられたが、未解明な部分が多く、原因の特定はできていない。

1. 大気中のダイオキシン類調査結果

大気中ダイオキシン類濃度測定調査は、市内2カ所の学校屋上と市役所屋上の計3カ所で行い、平成12年度より従来年1回の測定を年4回に増やして測定を行っている。

平成28年度は、すべての地点において環境基準である年平均値0.6 (pg-TEQ/m³) を達成している。今後もダイオキシン発生の原因となる野外焼却等の指導を行っていく。

※1pg (ピコグラム) は、1兆分の1グラム (1/1,000,000,000,000g) である。

表 4-6-1 平成28年度大気中ダイオキシン類調査結果

環境基準 0.6 以下

(単位: pg-TEQ/m³)

調査地点	春季	夏季	秋季	冬季	平均	備考
戸田第二小学校屋上	0.02	0.02	0.04	0.02	0.03	
戸田市役所	0.03	0.03	0.04	0.02	0.03	
美女木小学校屋上	0.22	0.65	0.02	0.02	0.23	
美女木小学校屋上	0.22	0.64	0.03	0.02	0.23	二重測定

表 4-6-2 大気中ダイオキシン類調査経年変化

調査地点	H24	H25	H26	H27	H28
戸田第二小学校屋上	0.03	0.05	0.04	0.03	0.03
戸田市役所屋上	0.06	0.04	0.06	0.04	0.03
美女木小学校屋上	0.18	0.60	0.15	0.25	0.23
二重測定実施地点	美女木小	美女木小	美女木小	美女木小	美女木小

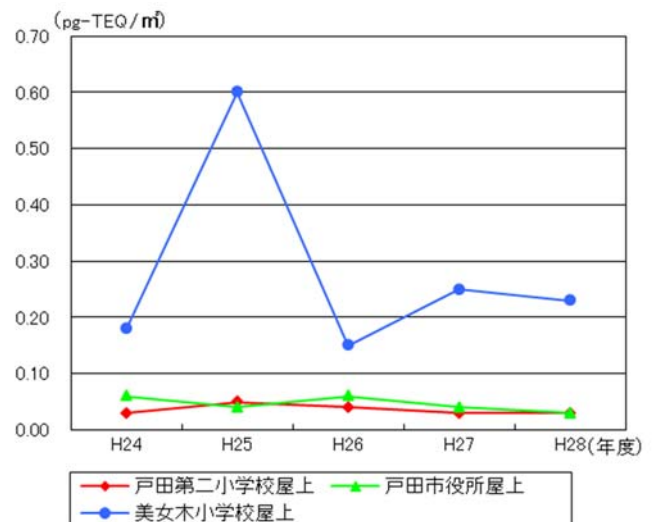


図 4-6-1 大気中ダイオキシン類調査経年変化

2. 水質中のダイオキシン類調査結果

水質中ダイオキシン類濃度調査は、平成10年度より市内5カ所で測定を実施している。

平成28年度は、全地点（5カ所）で環境基準である年平均値1.0（pg-TEQ/l）を達成している。

※1pg（ピコグラム）は、1兆分の1グラム（1/1,000,000,000,000g）である。

表 4-6-3 平成28年度水質中ダイオキシン類調査結果

環境基準 1.0 以下

(単位：pg-TEQ/l)

調査地点	冬季
緑川（鬼澤橋）	0.02
菖蒲川（川岸橋）	0.16
上戸田川（本村橋）	0.21
笹目川（富士見橋）	0.25
さくら川（早瀬橋）	0.20

表 4-6-4 水質中ダイオキシン類調査経年変化

調査地点	H24	H25	H26	H27	H28
緑川(鬼澤橋)	0.08	0.08	0.32	0.06	0.02
菖蒲川(川岸橋)	0.13	0.12	0.09	0.28	0.16
上戸田川(本村橋)	0.09	0.11	0.09	0.14	0.21
笹目川(富士見橋)	0.12	0.37	0.08	0.19	0.25
さくら川(早瀬橋)	0.08	0.32	0.20	0.11	0.20

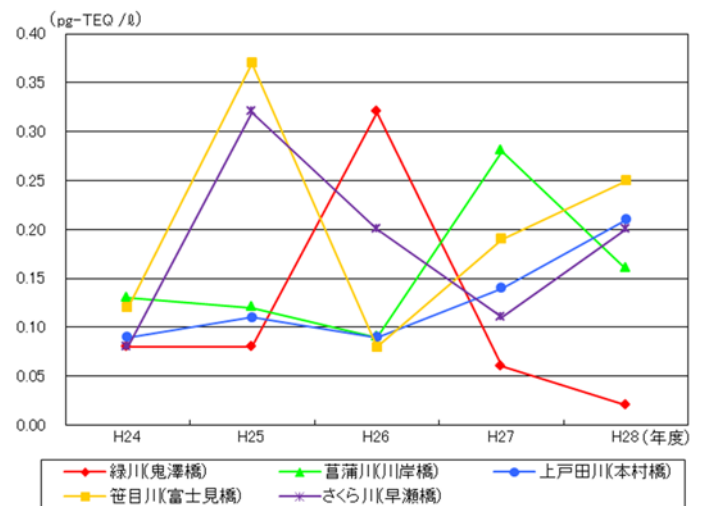


図 4-6-2 水質中ダイオキシン類調査経年変化

3. 土壌中のダイオキシン類調査結果

土壌中ダイオキシン類濃度調査は市内3ヵ所で行っている。このうち、蕨戸田衛生センターは廃棄物処理施設として区別されており、その土壌には環境基準は適用されない。

平成28年度の測定結果は表4-6-5のとおりであり、蕨戸田衛生センターでのダイオキシン類濃度は、他の測定地点に比べ高い値を示す傾向があるが、環境基準1,000 (pg-TEQ/g) の適用外であり、参考値扱いである。

※1pg (ピコグラム) は、1兆分の1グラム (1/1,000,000,000,000g) である。

表 4-6-5 平成28年度土壌中ダイオキシン類調査結果
環境基準1,000以下 (単位: pg-TEQ/g)

調査地点	冬季
戸田市役所	18
北部公園(市営球場)	64
蕨戸田衛生センター※	2.3

※蕨戸田衛生センターは環境基準の適用除外であるが参考値として掲載、比較した。

表 4-6-6 土壌中ダイオキシン類調査経年変化

調査地点	H24	H25	H26	H27	H28
戸田市役所	36	22	22	22	18
北部公園(市営球場)	39	46	57	41	64
蕨戸田衛生センター	1000	990	0.3	1.5	2.3

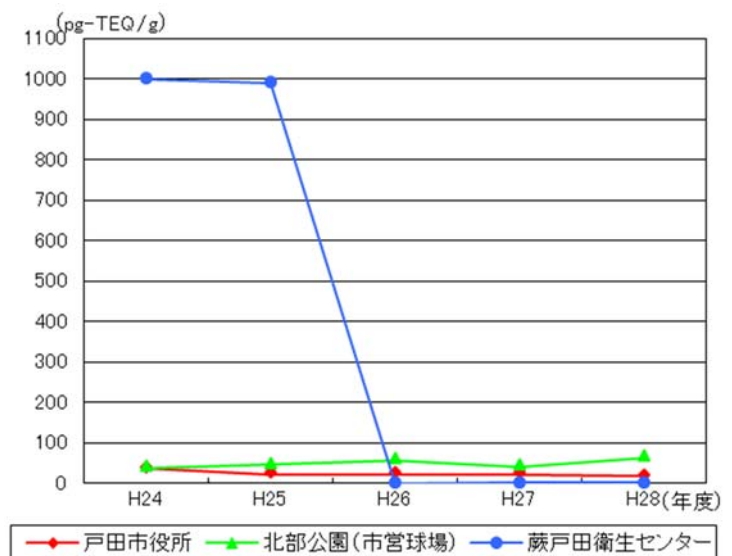


図 4-6-3 土壌中ダイオキシン類調査経年変化

4. 底質中のダイオキシン類調査結果

底質中ダイオキシン類濃度調査は、平成17年度から水質の調査に合わせて試料を採取し、測定を行っている。

底質は河底に堆積したヘドロであり、これを調査することでダイオキシン類の残留量を確認している。

平成28年度は全地点（5カ所）で環境基準150（pg-TEQ/g）を達成している。

※1pg（ピコグラム）は、1兆分の1グラム（1/1,000,000,000,000g）である。

表 4-6-7 平成28年度底質中ダイオキシン類調査結果
環境基準150以下 (単位：pg-TEQ/g)

調査地点	冬季
緑川（鬼澤橋）	16.0
菖蒲川（川岸橋）	44.0
上戸田川（本村橋）	3.2
笹目川（富士見橋）	12.0
さくら川（早瀬橋）	1.5

表 4-6-8 底質中ダイオキシン類調査経年変化

調査地点	H24	H25	H26	H27	H28
緑川(鬼澤橋)	11.0	3.7	10.0	2.0	16.0
菖蒲川(川岸橋)	18.0	37.0	31.0	30.0	44.0
上戸田川(本村橋)	8.2	15.0	4.3	3.4	3.2
笹目川(富士見橋)	3.8	1.6	7.5	1.9	12.0
さくら川(早瀬橋)	2.3	1.4	6.6	2.1	1.5

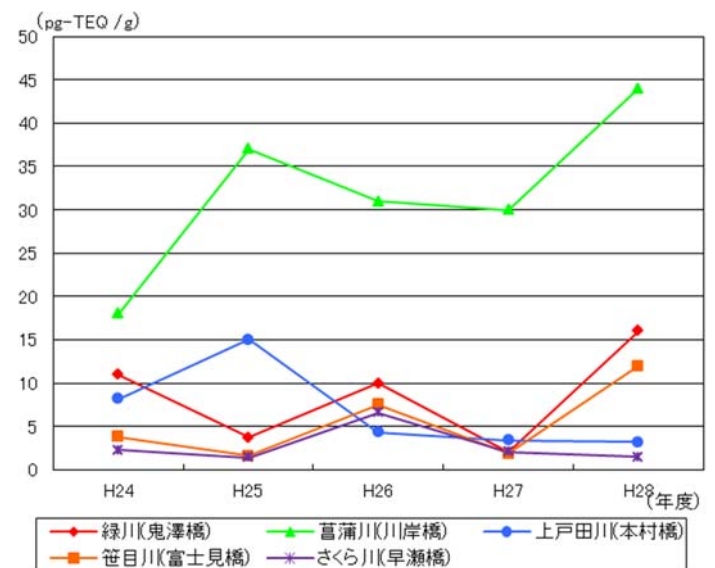


図 4-6-4 底質中ダイオキシン類調査経年変化

第2節 野外焼却に対する指導

ダイオキシン類は、廃棄物焼却炉のほか製鋼用電気炉やアルミニウム溶解炉などさまざまな施設から排出されるが、埼玉県におけるダイオキシン類排出割合の大部分を占めているのが工場、家庭等にある廃棄物焼却炉である。そこで、平成14年12月1日から埼玉県生活環境保全条例により小型焼却炉等の規制が強化され、構造基準に適合しない焼却炉によるごみの焼却やドラム缶などでの焼却は禁止されている。

このことにより、法令不適合の焼却炉による継続的な焼却はほとんど見られなくなっているが、一方で、野焼きや、ドラム缶を使った散発的な焼却の比率が上がっており、市ではそれらに対する指導を行っている。

なお、構造基準に適合している焼却炉であっても、維持管理基準を順守しない事業所は、黒煙等を出したりするので、県中央環境管理事務所に立入検査指導を依頼している。

用語の解説（ダイオキシン類編）

1. ダイオキシン類とは

平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）及びポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）を含めてダイオキシン類と定義した。

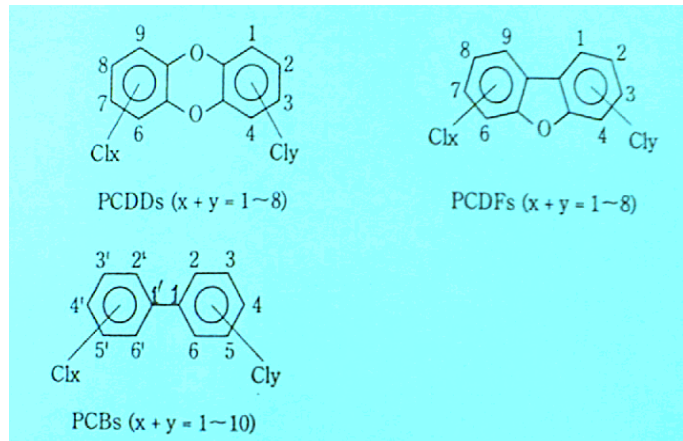


図 4-6-5 PCBを含むダイオキシン類の構造

ダイオキシン類は、図 4-6-5 の構造式のように基本的には炭素と水素で構成されるベンゼン環（図の 6 角形の部分）が 2 つ、及びそれらと酸素（図の O）が結合したものの、それに塩素が付いた構造をとる。1~9の位置には塩素又は水素が付くが、塩素の数や付く位置によって形が変わるで、PCDD は 75 種類、PCDF は 135 種類、コプラナーPCB は 10 数種類の異性体が存在する（このうち毒性があるとみなされているのは 29 種類）。

2. ダイオキシン類全体の毒性の強さの評価について

ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっており、PCDD のうち 2 と 3 と 7 と 8 の位置に塩素が付いた 2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシン（2,3,7,8-TCDD）がダイオキシン類でも最も毒性が強い。そのため、ダイオキシン類として全体の毒性を評価するために、最も毒性が強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 つとして他のダイオキシン類の毒性の強さを換算する。

多くのダイオキシン類の量や濃度のデータは、毒性等価係数（TEF）を用いて、ダイオキシン類の毒性を足し合わせた値で、この単位が毒性等価換算濃度（TEQ）である（毒性等量とも言う）。

3. 単位について

1ng（ナノグラム）：10 億分の 1 グラム

1pg（ピコグラム）：1 兆分の 1 グラム

TEQ（毒性等価換算濃度）：ダイオキシンは、種類によって毒性が大きく異なるため、毒性影響を評価できるように最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD に換算して評価した濃度を指す。

Nm³（ノルマル立方メートル）：標準状態（0℃ 1 気圧）における気体の容量

第7章 放射線

第1節 放射線調査

1. 空間放射線量調査

東日本大震災に伴う福島第一原発の放射能漏れ事故を受けて、本市では、平成23年6月7日から空間放射線量の測定を開始し、平成23年10月以降は、環境クリーン室（平成25年度より環境クリーン推進課、平成28年度より環境課）及び施設所管課にて、市で購入した放射線測定器を用いて市内各所で放射線量測定を実施している。平成25年3月には、大気常時監視測定局である中町測定局に24時間連続測定するモニタリングポストを設置した。

表 4-7-1 測定機器一覧

測定方法	機器名	メーカー及び型式
手動測定	NaI シンチレーションサーベイメータ	日立アロカメディカル製 TCS-172B
	CsI シンチレーションサーベイメータ	堀場製作所製 PA-1000 「Radi」
自動測定	低線量モニタリングポスト	日本放射線エンジニアリング製 ES-7430,-6965,-5028

(1) 除染基準

戸田市では、平成23年10月に1時間あたりの放射線量の基準を0.23マイクロシーベルトと定めた。測定の結果、これを超えた箇所については、速やかに除染作業を実施し、放射線量の低減を図っている。市施設における場所に応じた除染可否を判断する高さを表4-7-2に示す。

平成23年度と平成24年度においては、雨どい下や側溝等において基準を超えたため、速やかに除染作業を行った。平成25年度以降においては基準を超える箇所はない。

表 4-7-2 市施設における場所に応じた除染可否を判断する高さ

施設	内容	高さ
公共施設（学校、公園等）	敷地内、雨どい下、側溝	5cm
その他施設	道路や側溝、水路敷き等	1m

(2) 定点における手動測定

本市では、平成24年度まで市役所及び荒川水循環センター上部公園の2箇所を定点とし週1回の測定を実施していた。平成25年度において、中町測定局も定点に加え測定体制を拡大したが、測定値が緩やかではあるが減少傾向となってきたことから、平成26年度からは測定体制を縮小し、この3箇所での測定を週1回から月1回へと変更した。測定結果の概要を表4-7-3に示す。また、測定結果の推移を図4-7-1、図4-7-2、図4-7-3に示す。

表 4-7-3 平成28年度定点測定における空間放射線量

測定場所	測定位置	測定回数	測定値(μSv/時)			
			高さ	5cm	50cm	100cm
戸田市役所	南側緑地帯	12	区間	0.050~0.065	0.051~0.060	0.049~0.060
			平均	0.053	0.054	0.053
荒川水循環センター 上部公園	公園中央	12	区間	0.048~0.060	0.050~0.060	0.049~0.058
			平均	0.054	0.054	0.053
中町測定局	測定局入口前	12	区間	0.071~0.088	0.063~0.077	0.060~0.071
			平均	0.082	0.070	0.065

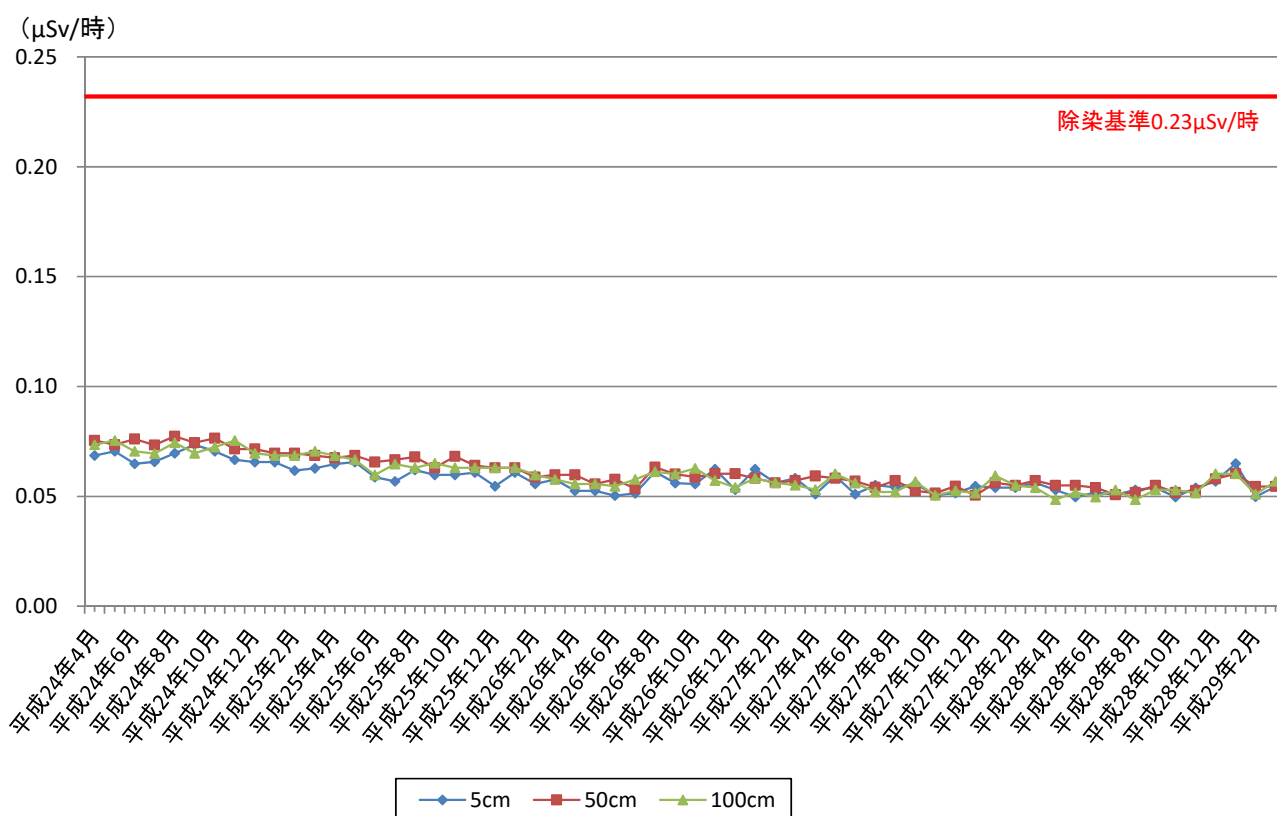


図 4-7-1 戸田市役所における空間放射線量の推移

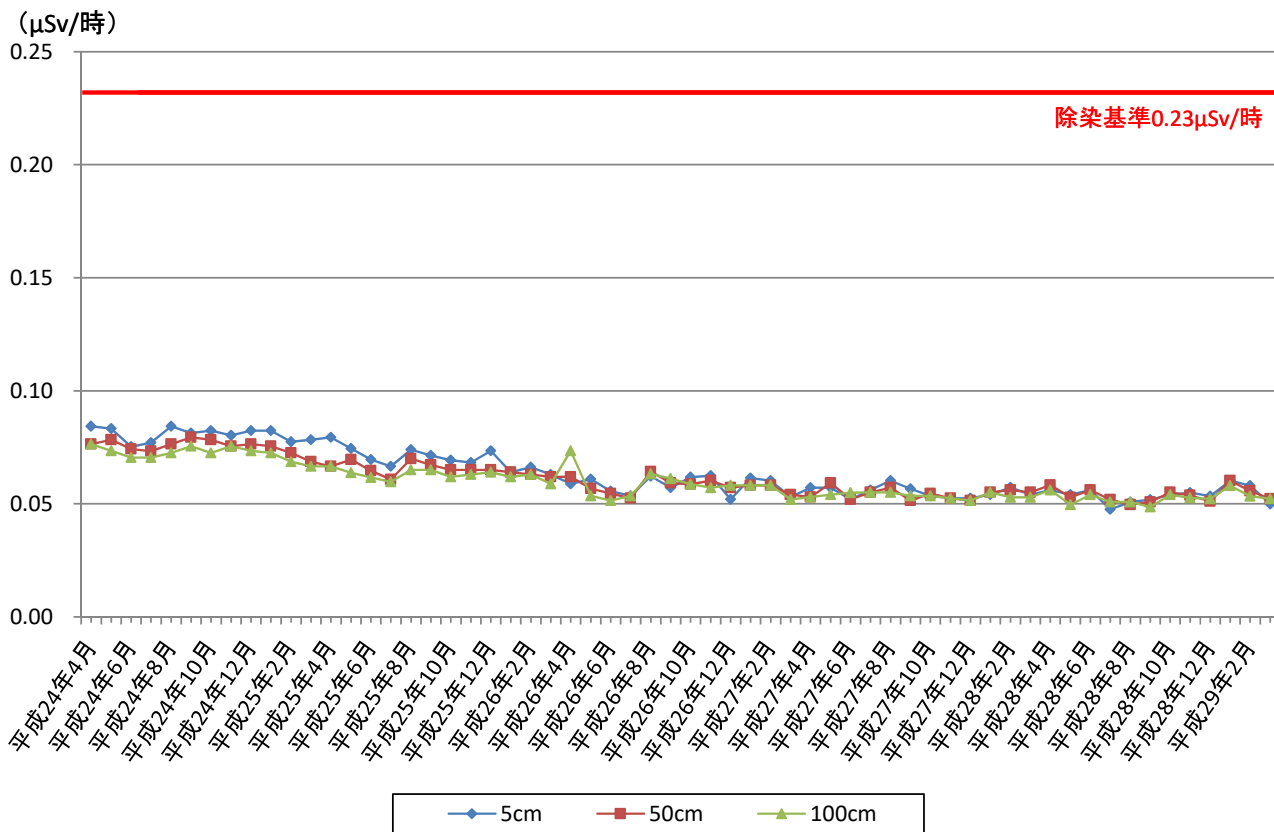


図 4-7-2 荒川水循環センター上部公園における空間放射線量の推移

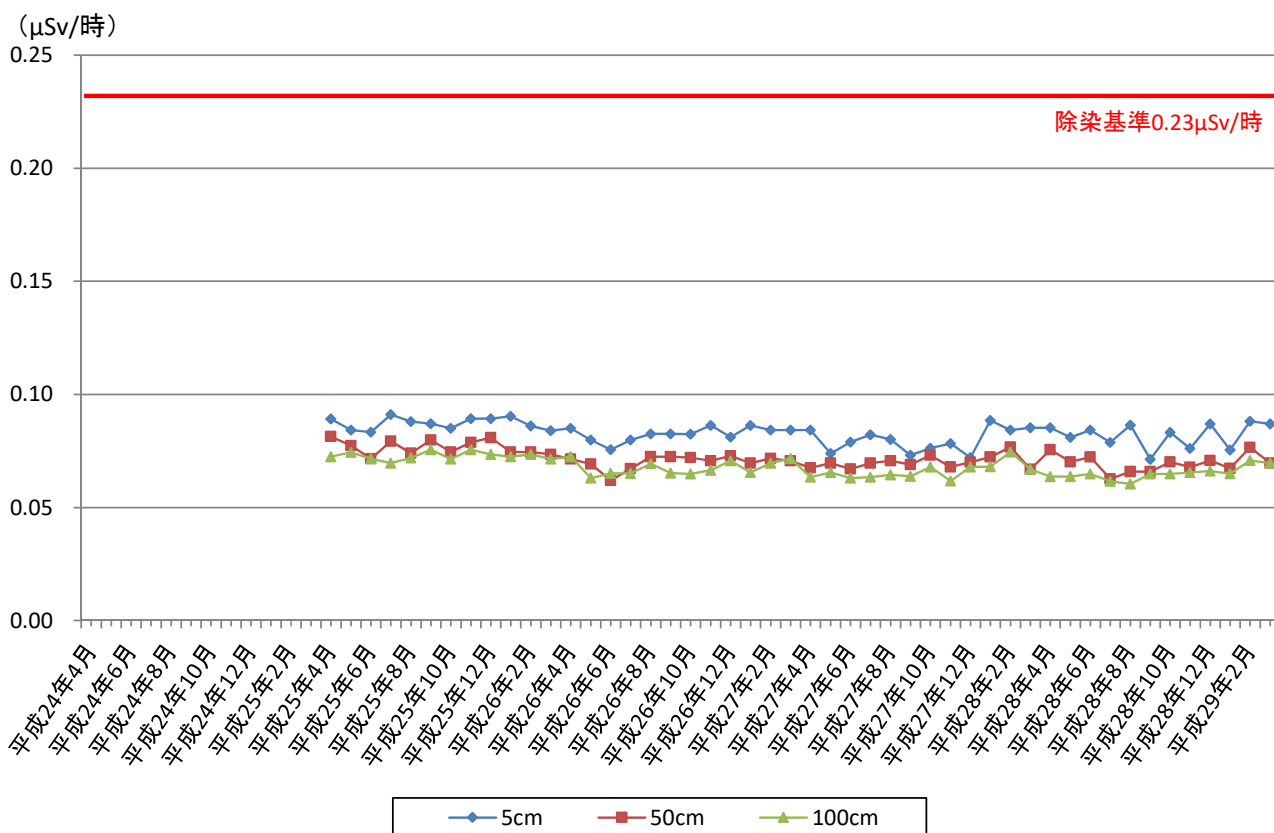


図 4-7-3 中町測定局における空間放射線量の推移

※平成25年度から開始したモニタリングポストでの連続測定との比較のため測定開始

(3) モニタリングポストにおける自動測定

本市では、大気常時監視測定局である中町測定局に平成25年3月に設置し、4月から測定を開始した。測定結果は、1時間平均値をホームページにて公表している。測定結果の推移を図4-7-4に示す。平成25年度から新たに定点として測定している中町測定局と比較するとやや低い値で推移しているが、大きな差異はなく、ゆるやかな低下傾向である。

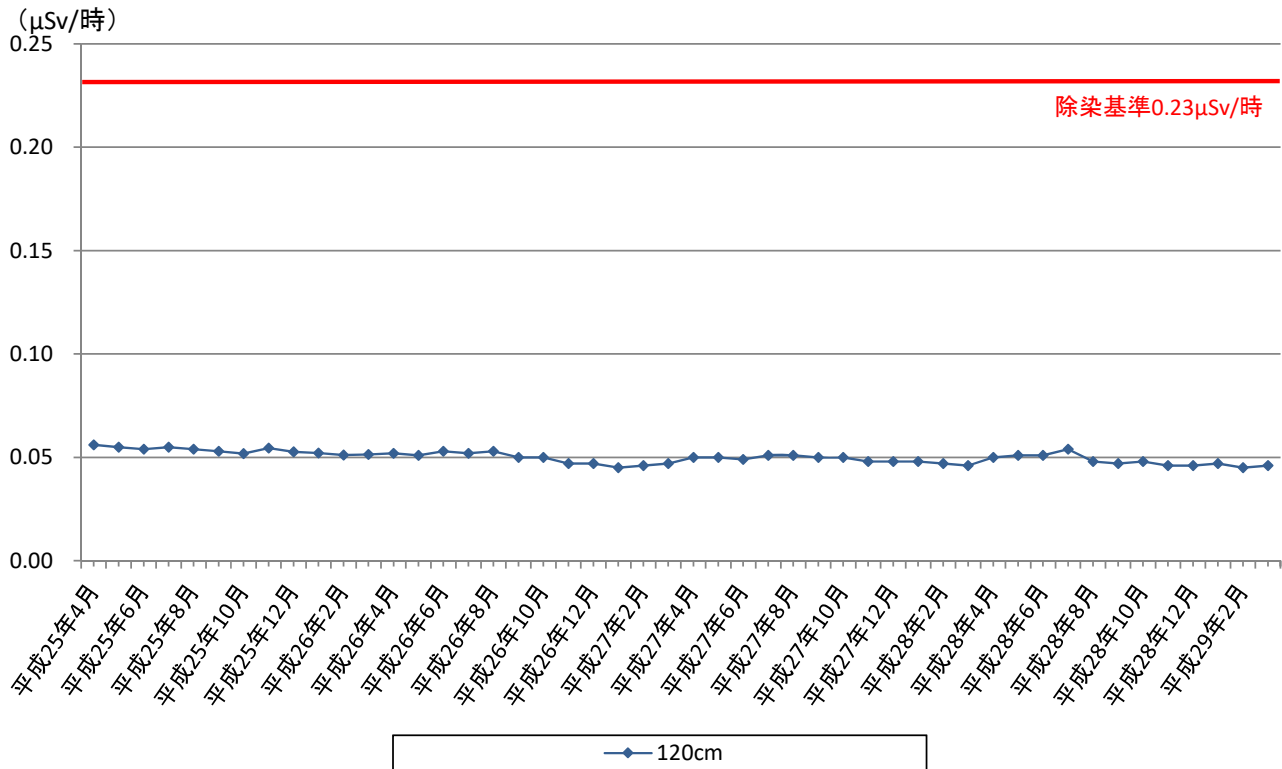


図4-7-4 モニタリングポストにおける空間放射線量の推移

※数値は定点である中町測定局での測定日と同一の日の1日平均値を抜き出したもの

2. 土壌放射性物質調査

本市では、平成23年度から土壌に含まれる放射性物質の測定を開始した。

測定の結果、原子力災害対策本部により示された、農用地土壌中放射性セシウム濃度の上限値(5,000ベクレル(Bq)/kg)を超える地点は観測されなかった。また、ヨウ素131は、検出下限値未満であった。

(1) 定点における測定

市役所南側緑地帯と中町測定局で年4回の定点測定を行った。測定結果の概要を表4-7-4に示す。また、測定結果の推移を図4-7-5に示す。

メッシュ板を利用して毎回採取位置をずらしたが、採取位置における地表面の状況は一様でなく、小さな凹凸や芝生の育成密度に差が見られた。土壌粒子に吸着されやすい放射性セシウムはその大部分が地表面から数センチまでのごく浅い区間に存在すると言われており、地表面のわずかな違いがその濃度に大きく影響する可能性がある。

また、土壌試料の含水率も放射性物質濃度に影響する。激しい降雨時に試料採取は行っていないが、降雨後の日数等によっても土壌中の水分量は変化し、一般に含水率が高い土壌ほど、濃度は低くなる傾向にある。

表 4-7-4 平成28年度定点における土壌中の放射性物質濃度

採取場所	測定位置	測定回数	測定値(Bq/kg)				
			核種	ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137	合計
戸田市役所	南側緑地帯	4	区間	不検出	17~22	88~140	—
			平均		20	115	135
中町測定局	測定局脇	4	区間	不検出	9~14	47~71	—
			平均		11	53	64

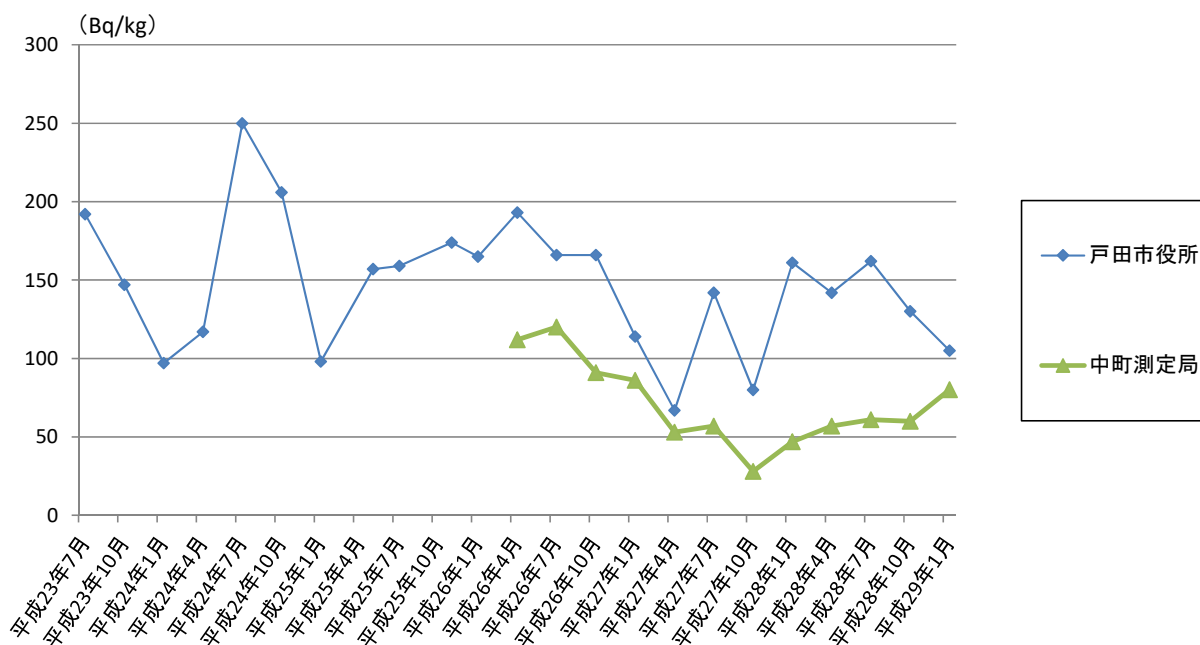


図 4-7-5 戸田市役所及び中町測定局における放射性物質濃度の推移

用語の解説（放射線編）

〔放射線用語〕

放射線：放射性物質から出てくるアルファ線（ α 線）、ベータ線（ β 線）、ガンマ線（ γ 線）、中性子線等を総称している。

NaIシンチレーション検出器：ヨウ化ナトリウム（NaI）の結晶を検出器として利用したもので、原理は、放射線が結晶のなかで発する蛍光を測定する放射線測定器。主としてガンマ線の測定に用いられる。

シーベルト（Sv）：人体が放射線を受けたとき、その影響の度合いを測るものさしとして使われる単位。

ベクレル（Bq）：放射能の強度又は放射性物質の量を表す単位。1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す物質の放射能の強度、又は放射性物質の量を1ベクレル（Bq）という。

ヨウ素131：ウランなどの核分裂で生成する放射性物質であり、半減期は約8日で、ベータ線とガンマ線を放出する。

セシウム134：ウランなどの核分裂で生成する放射性物質であり、半減期は約2年で、ベータ線とガンマ線を放出する。

セシウム137：ウランなどの核分裂で生成する放射性物質であり、半減期は約30年で、ベータ線とガンマ線を放出する。

資 料 編

測定機器一覧

(1) 常時監視測定局測定機器一覧

(平成29年3月末現在)

測定局名	名称	型式及び規格	更新年月
早瀬局	NO _x ・SPM計	紀本電子工業(株) NAP-700	H28.6
	CO計	東亜ディーケーケー(株) GFC-351B	H28.6
	騒音計	リオン(株) NA-37	H28.6
	風向風速計	(株)小笠原計器製作所 WS-BN	H28.6
砂場局	NO _x ・SPM計	紀本電子工業(株) NAP-700	H28.6
	風向風速計	(株)小笠原計器製作所 WS-BN	H28.6
中町局	SO ₂ 計	東亜ディーケーケー(株) GFS-252B	H28.6
	NO _x ・SPM計	紀本電子工業(株) NAP-700	H28.6
	O ₃ 計	紀本電子工業(株) OA-781	H28.6
	CO計	東亜ディーケーケー(株) GFC-351B	H28.6
	風向風速計	(株)小笠原計器製作所 WS-BN	H28.6
	低線量 モニタリングポスト	日本放射線 エンジニアリング(株) ES-7430,-6965,-5028	H25.3
美笹局	騒音計	リオン(株) NA-37	H28.6

(2) 環境測定機器一覧

(平成29年3月末現在)

区分	名称	型式及び規格	台数	取得年度
騒音・振動	普通騒音計	リオン(株) NL-06	1	H13
	普通騒音計	リオン(株) NL-26	1	H17
	普通騒音計	リオン(株) NL-22	1	H20
	低周波音レベル計	リオン(株) NA-17	1	H3
	振動レベル計	リオン(株) VM-52	1	H12
	振動レベル計	リオン(株) VM-53A	1	H18
	レベルレコーダー	リオン(株) LR-07	2	H15
放射線	空間放射線量測定器	日立アロカメディカル(株)TCS-172B	2	H23
	空間放射線量測定器	(株)堀場製作所 PA-1000	50	H23
悪臭	ポータブル型ニオイセンサ	新コスモス電機(株) XP-329ⅢR	1	H21